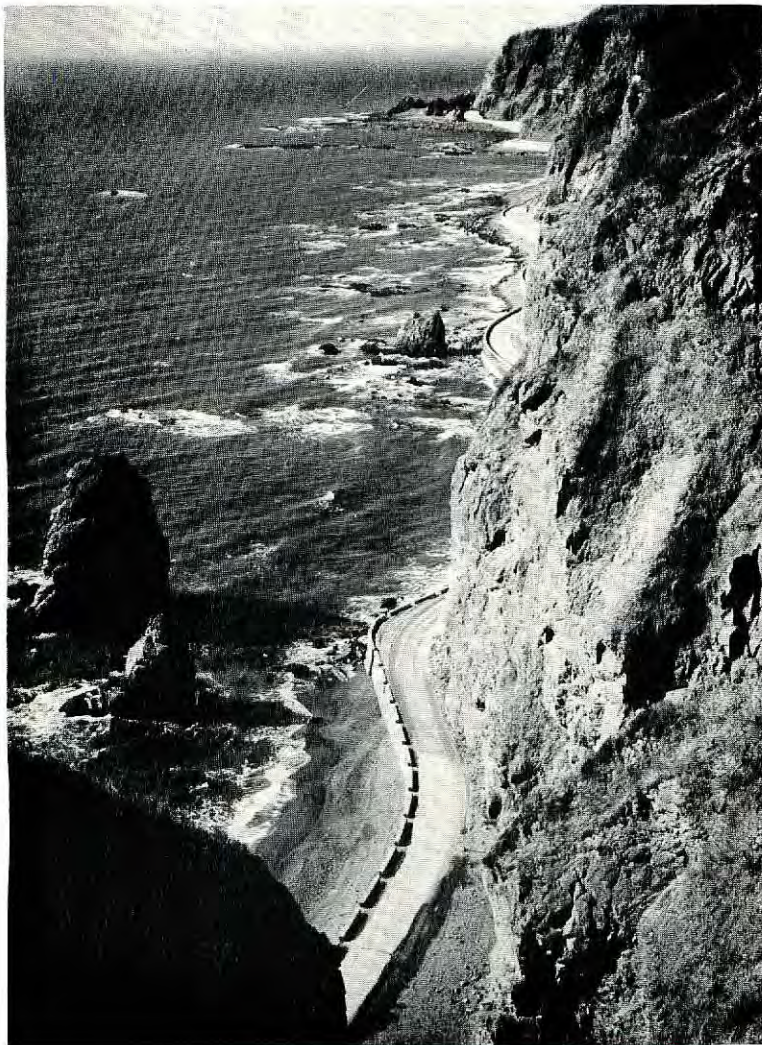


北海道議會時報

特集 第1回臨時道議會

第21卷 第5・6号

昭和44年5・6月



北海道議會事務局

…… 第 5・6 号 目 次 ……

議 会 の 動 き

第 1 回 臨時 道 議 会	1
本 会 議	2
決 議・意 見 書	19
議 会 運 営 委 員 会	20
常 任 委 員 会	21
特 別 委 員 会	27
総合開発調査特別委員会	
石炭対策特別委員会	
住宅供給公社土地取得問題に関する調査特別委員会	
請 願 ・ 陳 情	3

会 合

全国都道府県議会議長会	35
全国都道府県議会議員共済会	35
東北 7 県、北海道知事・議長合同会議	35
10 都道府県議会議長会	35
北海道・東北 6 県議会議長会	35
全国都道府県議会国鉄赤字線廃止反対協議会	36

資 料

第 1 回定例道議会および第 1 回臨時道議会の議決を経た条例の 公布調	36
行 政 実 例	37

4・5 月 の メ モ

表紙写真

—襟裳道立自然公園 (耶馬溪うの
とり岩附近)—

道商工部観光課提供

議会の動き

第1回臨時道議会

① 第1回臨時道議会は、5月27日招集されたが、議場改修中のため道議会第1委員会室を議場とし開会、会期を1日間に決定の後、知事から提出の条例一部改正案件2件、専決処分承認報告案件14件を議題とし、知事の提案説明後、委員会付託を省略して多数でこれを即決、ついで第1回定例道議会より継続調査中の「住宅供給公社土地取得問題に関する調査の件」を議題とし、住宅供給公社土地取得問題に関する調査特別委員長から委員会における調査の経過および結果について報告が行なわれ、質疑、討論省略の動議を決定の後、多数にて委員長報告のとおり決定し、本件の調査終了を議決、引き続き同特別委発議の北海道住宅供給公社の機構整備ならびに人事の刷新に関する決議案および綱紀肅正に関する警告決議案を上程、説明、質疑、委員会付託および討論省略の動議を決定の後、多数にて原案可決、このあと炭鉱保安確保

に関する要望意見書を全会一致可決して閉会した。

② 提出案件の処理状況は次のとおり。

提出者	提出件数	議 決 の 状 況			計
		原案可決	承認議決	報告のみ	
知 事	21	2	14	5	21
議 員	4	4	—	—	4
合 計	25	6	14	5	25

第1回臨時道議会に知事から提出のあつた案件

議 案

提出月日	番号	件 名	議事経過
5.27	1	警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行条例の一部を改正する条例案	5.27 原案可決
同	2	北海道日雇労働者就職促進等助成条例の一部を改正する条例案	同

報 告

提出月日	番号	件 名	議事経過
5.27	1	専決処分報告につき承認を求める件（北海道税条例の一部を改正する条例4月9日専決処分）	5.27 承認議決
同	2	専決処分報告につき承認を求める件（北海道職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例5月10日専決処分）	同
同	3	専決処分報告につき承認を求める件（工事請負契約の締結に関する件4月28日専決処分）	同

同	4	専決処分報告につき承認を求める件（工事請負契約の締結に関する件5月1日専決処分）	同
同	5	専決処分報告につき承認を求める件（工事請負契約の締結に関する件5月1日専決処分）	同
同	6	専決処分報告につき承認を求める件（工事請負契約の締結に関する件5月1日専決処分）	同
同	7	専決処分報告につき承認を求める件（工事請負契約の締結に関する件5月1日専決処分）	同
同	8	専決処分報告につき承認を求める件（工事請負契約の締結に関する件5月2日専決処分）	同
同	9	専決処分報告につき承認を求める件（工事請負契約の締結に関する件5月6日専決処分）	同
同	10	専決処分報告につき承認を求める件（工事請負契約の締結に関する件5月6日専決処分）	同
同	11	専決処分報告につき承認を求める件（工事請負契約の締結に関する件5月6日専決処分）	同
同	12	専決処分報告につき承認を求める件（工事請負契約の締結に関する件5月6日専決処分）	同
同	13	専決処分報告につき承認を求める件（工事請負契約の締結に関する件5月6日専決処分）	同
同	14	専決処分報告につき承認を求める件（工事請負契約の締結に関する件5月20日専決処分）	同
同	15	専決処分報告の件（損害賠償額の決定3月28日専決処分）	報 告

本 会 議

○5月27日 午後4時14分開議、岩本議長第1回臨時会の開会を宣し、引き続き開議、日程第1議席の一部変更の件を議題とし、異議なく着席のとおり議席の一部を変更することに決定、つぎに日程第2会議録署名議員の指定を行ない、諸般の報告の後、議長から元道議会議員蒔田余吉氏の逝去（5月1日）に対し、弔辞を贈り哀悼の意を表した旨の報告があり、つぎに日程第3会期決定の件を議題とし、会期を5月27日、1日間とすることに決定、つぎに日程第4議案第1号、第2号および報告第1号ないし第14号を議題とし、知事から提案説明を聴取、ついで委員会付託を省略の後、日程第4のうち議案第2号を問題とし、起立による採決の結果、起立多数（共産反対）にて原案可決、つぎに報告第1号を問題とし、本件に関し木南議員（共産）から討論の通告があり、議運委において討論省略を決定している旨をのべ、討論を省略することについてはかり、起立多数（共産反対）にて省略することに決定の後、起立による採決の結果、起立多数（共産反対）にて報告第1号を承認議決、つぎに残余の議案第1号および報告第2号ないし第14号を問題とし、異議なく議案は原案可決、報告は承認議決、ついで

日程第5住宅供給公社土地取得問題に関する調査の件を議題とし、川口住宅供給公社土地取得問題に関する調査特別委員長（自民）から、委員会における調査の経過および結果について報告の後、議長から本件に関し、林議員（純正無所属）から質疑および討論の通告がある旨をのべ、これに対し、西尾議員（自民）から、林議員から質疑、討論の通告があるが、本件は住宅供給公社土地取得問題に関する調査特別委員会において慎重なる審議が行なわれ、本日の委員会においてすでに承認されており、林議員は当該特別委員会の委員でもあり、構成員たる委員が委員長に質疑を認めることは道議会の先例にもなく、また議会運営上からも問題があるので、質疑、討論を省略し、委員長報告のとおりこれを決定するとともに、本件調査は、本日をもって調査終了とすることの動議ならびに本動議については討論を用いず直ちに採決されたい旨の動議の提出があり、賛成あつて動議成立、起立による採決の結果、起立多数（反対純正無所属、共産）にて委員長報告のとおり決定し、本日をもって調査終了を議決、つぎに日程第6決議案第1号（北海道住宅供給公社の機構整備並びに人事の刷新に関する決議）にあわせ日程第7決議案第2号（綱紀肅正に関する警告決議）を一括議題とし、議長から本件に関し、林議員から質疑および討論の通告がある旨をのべ、これに対し亀井議員（社会）から、林議員から質疑、討論の通告がある

同	16	専決処分報告の件（損害賠償額の決定3月28日専決処分）	同
同	17	専決処分報告の件（損害賠償額の決定3月28日専決処分）	同
同	18	専決処分報告の件（損害賠償額の決定5月14日専決処分）	同
同	19	専決処分報告の件（損害賠償額の決定5月14日専決処分）	同

議員から提出のあつた案件

決 議 案

提出月日	番号	件 名	提 出 者	議事経過
5.27	1	北海道住宅供給公社の機構整備並びに人事の刷新に関する決議	川口 常一君 外12人提出	5.27 原案可決
同	2	綱紀肅正に関する警告決議	同	同

意 見 案

提出月日	番号	件 名	提 出 者	議事経過
5.27	1	炭鉱保安確保に関する要望意見書	福島新太郎君 外14人提出	5.27 原案可決

その他の案件

提出月日	件 名	議 事 経 過
5.27	住宅供給公社土地取得問題に関する調査の件	5.27 調査事件は委員長報告のとおり決定

が、本件は住宅供給公社土地取得問題に関する調査特別委員会において慎重に審議し、本日の最終委員会において承認されているので、説明、質疑、委員会付託および討論を省略し、原案のとおり決定されたい旨の動議ならびに本動議については、討論を用いず直ちに採決されたいとの動議を提出、賛成あつて動議成立、起立による採決の結果、起立多数（反対純正無所属、共産）にて原案可決、つぎに日程第8意見案第1号（炭鉱保安確保に関する要望意見書）を議題とし、説明および委員会付託を省略の後、異議なく原案可決、ついで閉会申請願、陳情継続審査の件を議題とし、各委員長申し出のとおり、閉会中継続審査に付することに決定して、臨時会に付議された案件のすべてを議し、午後4時55分閉会。

知事説明要旨

ただいま議題となりました議案第1号及び議案第2号の条例案件並びにその他の案件について、その大要をご説明申し上げます。

議案第1号の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行条例の一部を改正する条例案は、同法施行令の一部改正に伴い、これに準じて道が給付を行なう警

察官の職務に協力援助した者に対する給付基礎額を引き上げようとするものであり、議案第2号の北海道日雇労働者就職促進等助成条例の一部を改正する条例案は、日雇労働者の常用雇用を促進するため、就職支度金の貸付対象者の範囲を拡大するとともに、雇用奨励金についてその交付限度額を引き上げようとするものであります。

報告第1号ないし報告第14号の専決処分につき承認を求める件は、いずれも急施を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行なつたものであり、同条第3項の規定に基づき承認を得ようとするものであります。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

住宅供給公社土地取得問題に関する調査特別委員長報告

私は、住宅供給公社土地取得問題に関する調査特別委員会の委員長といたしまして、本委員会における調査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

御承知のとおり本問題は、去る3月5日の第1回定例道議会本会議における笠島保君の発言に端を発し、3月13日に至り、同君の一般質問における発言にかかわる住宅供給

請願・陳情

① 第1回臨時道議会において各常任委員会に付託された請願、陳情はつぎのとおりである。

請願

文書 表番 号	件名	請願者	付託 委員 会	審査 結果
228	公衆浴場業の適正距離等の件	北海道公衆衛生同業組合理事 西村 四郎	厚生	継続 審査

陳情

文書 表番 号	件名	陳情者	付託 委員 会	審査 結果
147	石狩南部土地利用計画調査実施の件	札幌市長 原田 与作	農地 開拓	継続 審査

② 継続審査中のもの。

請願

文書表番号	件名	付託委員会	審査結果
158	公衆浴場業の適正距離等の件	厚生	取り下げ
127	石狩南部酪農用地開発改良地域調査実施の件	農地開拓	同

公社土地取得問題について、必要な調査を行なうため、地方自治法第98条第1項及び第99条第1項の権限を付与された特別委員会が設置されたのであります。委員会といたしましては、同日、直ちに、正副委員長の互選を行ないますと共に、運営方法について協議し、知事に対し、関係資料の提出を求め、調査を開始した次第であります。この間、道においては、那須副知事を長とする、北海道住宅供給公社の土地取得状況調査団が編成され、問題となつた昭和42年度及び43年度に公社が取得した札幌周辺における民有の買収用地、稲穂第1団地ほか6団地にかかわる買収の実態について調査が実施され、3月18日の本会議におきまして、その調査結果が報告されたのであります。本委員会は、この調査内容等について、3月22日及び24日の2日間にわたり質疑応答を行なつた結果、自後の調査を行なうに当たり、地方自治法第100条の権限付与が必要であるとの判断から本委員会に対し、権限付与に関する決議案を提出することに決定し、3月25日の本会議において、満場一致、決議案が可決せられ、地方自治法第100条の権限が付与された次第であります。従いまして、3月13日から本日まで、76日間にわたる委員会設置期間中、道理事者に対する質疑応答、資料及び記録の提出要求と調査、現地調査、証人尋問などの方法によりまして、慎重なる調査を実施したのでありますが、この間における委員会開催日数は29日、資料及び記録調査に要した日数24日、提出を求めた資料及び記録は29項目、現地調査実施回数1回、出頭を求めた証人は12人でありまして、委員各位の長時日にわたる御熱心な調査により、本日、調査経過及び結果を御報告申し上げる機会を得ましたことは、誠に感謝にたえないところであります。

以下、質疑及び証人尋問の対象となりました事項につきまして、おもなるものを申し上げますと存じます。

まず道の調査結果報告を中心として行ないました質疑におきましては、

公社の業務執行体制、土地取得問題に関連し、取得用地の選定、仲介人が介在した事情と原因、価格算定の基礎とその根拠、租税特別措置法適用の問題、土盛工事等付帯工事に関する契約と工事の施行状況及び工事代金授受の実態、公社の役員を兼職する道職員に対する謝金等支出の問題など公社の運営と土地取得に関する業務の実態等について道の見解をただし、次いで道住宅供給公社関係証人に対しましては、

公社の運営方針並びに業務の執行方法、土地取得問題に関連し、取得用地の選定方法及び契約の具体的内容並びに現地調査の実態、手付金の基準と土地買取代金授受の経過、公社と業者及び地主との関係、価格の算出基礎と買取価格決定の経過、付帯工事に関する積算基礎、契約等事務処理の実態と工事の施行経過、租税特別措置法の適用に関

する処理経過と契約との関連

等の諸問題について尋問を行ない、更に本件に係る農協職員、地主、仲介人等その他の証人に対しまして、

土地売買に関する公社との折衝経過、公社、地主、農協、仲介人等の相互間における関係及び土地売買に関する仲介人との交渉経過、土地の売買価格決定に至る交渉経緯、手付金及び土地代金授受の実態、仲介料に対する考え方及び仲介料支払の経過とその内容、租税特別措置法の適用にかかわる公社及び仲介人との交渉内容、付帯工事に関する契約内容と工事施行の実態並びに工事代金の内容、売買契約締結に至る手続上の経過とその間における仲介人との関係などにつきまして、尋問を行なつた次第であります。

しかし、5月13日から16日まで4日間にわたり正副委員長、理事をもつて、調査結果に関する討議資料のとりまとめが行なわれ、5月17日の委員会に提出されたのでありますが、委員会といたしましては、同日をもつて証人喚問及び理事者に対する質疑並びに記録の提出要求を終了し、この資料にもとづき、討議を行ない採決の結果、委員会の調査報告に盛り込むべき調査結果として、以下申し上げますとおり決定した次第であります。

まず、総論を申し上げますと、

本委員会に、地方自治法第100条の権限が付与されたのでありますが、しかし、法的にその調査及び審議には限界があり、たとえば、証人の証言が「実質的に拒否されているのではないか」との疑いがあったとしても、それ以上に追及はできず、しかもまた、法の範囲は、刑事事件の取り扱いにまで及ばず、いささか隔靴搔痒の感を免れないとしても止むを得なかつたのであります。

調査結果を概括いたしますと、今回の事件が発生した要因の最大のものは、組織機構、規則、細則等の不備もあるが、特に、それに加えて、運営上従来からの惰性と理事長の独裁的運営が、これに一層拍車を加えていることであり、また指導、監督すべき道の責任も指摘されなければならないとの結論に達したのであります。

次に、調査した事実及び意見について申し上げます。

まず第1に公社の運営についてであります。

そもそも公社法は、勤労者によりよい土地と住宅を一般的市価に比べ、有利に供給するために、つくられた法律であつて、国の住宅政策の一環をなし、さらにまた、近年、緊急の課題となつている、地価を抑制するという役割をもになつているものであり、このことによつて、民間資本を排除し、地方公共団体である道や市の出資や、低利融資の途が講ぜられる等、公共的機関として法的にも特殊法人の性格を付与されているところであります。それ故に、公社へ土地を売り渡す者には、通常の場合、租税特別措置法の適用を認める等の優遇措置があり、これらの趣旨を逸脱した運営は厳に慎しむべきであります。理事会及び常任理事会の運営においても、公社法及び定款には、理事会の

任務は明記されているが、常任理事会の性格は明らかでなく、それでいて大幅な権限をもつて事を処しているところに問題があつたのであります。その他、当然組織機構の改善が心要であり、人員配置についても、再検討すべであつて、特に会計規則、契約についての細則もないままに運営されてきたところに問題が起こつたものと考えるのであります。仲介人との関係において、高元証言では、「仲介人は、仲介人ではなく、あくまで地主の代理人であると考えていた」あるいは「それまで一面識もなかつたが私は代理人であると言われれば、それを信頼して交渉を行なうのは商道徳である」という意味の証言がなされていたのでありますがその代理人が正当な代理人としての行為をしているかどうかは確かめず、数回にわたつて同一人を仲介として土地買収を行ない、また特定の業者の経営する料飲店を利用し、しかもその業者が地主から工事を請負っている事実からみて、公社幹部と特定業者の結びつきを思わせるものがあつたと指摘されても止むを得ないところであります。

第二に、土地取得についてでありますが、

まず用地の選定について申し上げますと取得用地の選定に当たつて、まず指摘したいのは、仲介人、代理人が話を持ち込んでから「早くて2週間、おそくても1ヵ月ぐらいで契約する。」という公社の拙速さであり、しかも契約書を見ると大半が12月から2月の契約になつているのであります。従つて、これは積雪期であつて十分地形も見ることができず、「公社幹部は必ず現地視察を行なつて買収決定をしている」と言つておりますが、はたしてその実効があつたかどうか疑問であります。

次に準工業地域買収の問題について申し上げます。

公社伊藤専務理事の証言によれば、仲介人等からあつせんされた土地について、役職員が検分を行ない、専門家の意見を聞いて十分検討したと言つておりますが、札幌市の都市計画等との関連において、十分な検討がなされたとは考えられないのであります。また、都市計画の基本である地域指定区分には進んで協力し、他に範をたれる心がまえがなければならぬのでありますが、準工業地域であることを知悉しながらこれを買収し、しかも、その指定変更を働きかける等、種々の問題を惹起しているのであります。さらに、土地取得に当たつて、公共施設の現状把握と将来に対する見通し、都市計画等に対する検討が必ずしも十分とは認めがたいのであります。

次に土地取得の方法についてでありますが、仲介人について申し上げますと、公社の用地買収に関係した仲介人は、いずれも委任行為や代理行為等の手段によつて仲介またはあつせんを行ない、地主の売り渡し価格と公社の買収価格にばく大な差額をつくり出し、不当な報酬を得ている事実が、調査の結果明らかになつたのであります。このことは、「本人が代理人と言つてきたときは拒むことができない」、「土地取得は、仲介人の手を通さなければ入手ができ

ないと考えていた」等の公社側証人の証言からもうかがわれますように、公社が土地取得に当たり、積極的に直接地主と折衝せず、ほとんど仲介人の情報提供、あつせんのみ依存した方法をとつていたことが原因であり、また、仲介人に対するあつせん手数料は、法定の範囲内において関係者間で協議し、いわゆるガラス張りの中で決定し、公社と地主が折半の上負担する方法が望ましいと考えられますが、これらの配慮は全く行なわれず、買収土地のほとんどについて公社側は其の実態を知ろうとせず、理事長は、長年の交際をもち仲介行為の中で重要な役割りを果たしていた者が仲介行為に加わつていたことを全く知らなかつたと証言しているのであります。しかし、これらの仲介者が、多額の報酬等を取得するという結果を招来したことについての責任は、知らなかつたということでは、免れることはできないと考えられるのであります。

次に関係機関への協力要請について申し上げます。

公社は、土地取得に当たり仲介人の情報やあつせんに依存しておりますが、中村、春木阿証人の証言等によれば、「最近、農協等に対し、土地売り払いについての相談も多く、農協も農家の財産保全、税務相談等の立場から相談にのつている。また、土地売り払い希望者の実態も承知している」また「不動産業者よりも代金のかたい公社なら安心して協力できる。また売りたい人も多い」という意味の証言があつたのでありますが、公社側の証人によれば「札幌では土地が稀少価値で情報によらねば取得はなかなか困難である」という証言がなされております。その反面、「道や札幌市等の公的機関や農協等に土地の買収について依頼したことはない」という意味の証言もなされており、これら証言の実情から見て、このような公社の土地取得に際しての姿勢については問題があり、常識的に考えても、とるべき方法がとられていないのは、なぜか理解に苦むところであります。

次に租税特別措置について申し上げます。

租税特別措置法による特別措置適用の可否は、土地売買に影響を及ぼすことはいなめない事実であります。したがつて買収交渉の進捗とあわせて、法に基づく関係機関と十分な協議を行なうべきであります。しかるに、それが確定しない時点において、事務的なミスによるとはいえ、事前に地主側へ証明書を交付し、あたかも特別措置の適用があるかのごとき印象を与えたことは遺憾であります。また減税にならない場合の価格上積み契約に対して不履行の見解をとり、あるいは準工業地域買収による特別措置不適用などによつて、公社と地主との間に紛争を惹起していることは、特別措置の特権を安易に考えていたものと思われるのであります。

次に契約方法についてでありますが、

付帯工事について申し上げますと、仲介人並びに地主の間で付帯工事の請負契約がなされ、各種工事の施行がなさ

れておりますが、しかし、その工事の実態は、単なる盛土工事や地ならし工事であり、その工事費の大半は、請負人である仲介人の仲介料の変形としての不当所得となつている事実が明らかになつたのであります。たとえば手稲稲穂第1団地の工事費は、994万1,000千円であるが、この土地の所有者は、「工事費は200万円余程度しか、かかつていないと思う」という意味の証言をしており、また、稲穂第2団地についても1,862万円の工事費が支払われているようであります。本工事についても実際に工事を実施した下請業者は999万円で請負っておりますが、公社側証人の証言によれば「1立方メートル当たり400円程度」とのことで、この計算によれば、工事代金の約1割180万円に過ぎず、大半が仲介人の不当利益となっている状況であり、このような不当利益を得さしめた原因は、公社が盛土をした土地を買うのが有利と判断しただけで、十分な調査をせず、雪の上から土地を見て契約し、春になつて低い所に土を入れるようという程度の指示をしたにとどまり、また原契約で盛土工事の条項を入れることを忘れ、後日、補正契約によって、初めて確定するなどのずさんな契約を行なつているためと言わざるを得ません。契約内容の具体的な内訳もなく竣工検定もまたきわめて不確実なものであつたのであります。

次に仮登記について申し上げます。

道の調査報告の中では契約書の中に仮登記以前に手付金を支払つた事実が報告されており、しかも総支払い額中に占める手付金の割合が区々であることなどが指摘されているのであります。たとえば手稲稲穂第2団地の例によれば公社との売買契約は昭和43年1月5日であり、仮登記は、1月6日であるにもかかわらず、43年1月5日の契約時に、900万円が支払われており、金山団地については、原契約が昭和43年11月5日、仮登記は11月6日にもかかわらず11月5日に2,350万円を支払い、川沿団地についても原契約昭和43年12月2日、仮登記は昭和44年1月1日であるのに、12月2日の契約時に3,500万円の手付金が支払われております。特に、手稲稲穂第1団地の場合においては、74.13%という例のない手付金を出しておりますが、本来公社の性格上手付金は仮登記後に支払うべきであり、またその額は実績から見て、おおむね30%であるにもかかわらず、70%をこえる多額の手付金を支払っているのは適切でないと考えられるのであります。

次に価格の決定についてでありますが、

まず価格評価について申し上げます。公社が土地買収をする場合の評価の根拠について、公社幹部の証言は、当初に「付近の売買実例によつて公社としての評価価格を出し、資料を持っていた」と言つていたのでありますが、順次証人がかわるにつれて「売買実例を書いた図面はあるが、その地図に書いてある数字は個人的資料であり、他に価格関係の資料はない」ということが判明し、最終的には公社側が主張した売買実例は、具体的に調べられてもい

いまま土地価格の単価がきめられていたと言われてもやむを得ない状況にあつたのであります。また不動産鑑定士に土地の鑑定を依頼せず、近傍類似地の売買実例や固定資産税課税標準を基礎にして話し合ひできたのは、不動産鑑定士の評価額以内では買収が困難であるためとのことであるが、不動産鑑定士や道または札幌市等の専門家の意見を求めず独自で根拠もなく価格評価を行なつていたことは皆さんのそしりを免れないのであります。

次に価格の妥当性について申し上げます。

土地買収に当たり、一般的には不動産鑑定士の鑑定結果を基準とする買収価格の決定方法が使われておりますが、公共性を帯びた公社が土地を求めるに当たつては、不動産鑑定士の鑑定とか、近傍類似地の売買実例の調査、固定資産税の評価などを十分調査の上で客観的材料を集め、その上で公社としての買収予定価格を決定する等の方法をとるべきであります。しかるに、適切なる方法もとらず根拠のないままに単なる腹づもりで仲介人との間で価格を決定したことは許されない行為であり、その結果、周辺の地価値上りに影響を与えていることは、公社の性格上批判されなければならないのであります。

第3として、道の指導監督についてでありますが、

公社のこのような運営に対して、道は、どのように指導監督したか、道から副理事長、監事を出しているのは、その運営を正しくチェックするという主旨であると考えますが、その目的が十分果たされていないと言われても止むを得ないところであります。

公社が指導監督に当たるべき直接の責任者であり、かつ道の建築行政の責任者でもある建築部長を、監督を受けるべき立場にある公社の理事長が副理事長に任命しているということ及び知事の任命になる常任監事が、理事会とは別個にその本来の監事的職務を発揮すべきにもかかわらず、常任理事と同列で役員会に参加しているということは、指導、監督の立場と公社運営の立場を不明確にし、その機能を十分果たし得ないという結果を招いており、このような機構には問題があると考えられるのであります。

最後に、改善すべき事項について申し上げます。

まず、基本的な問題といたしましては、

機構及び人員配置について再検討すべきであり、特に、用地取得関係職員が少人数であることはすみやかに是正すべきである。

公社役員人事については、従来の慣行を避け、適格性を慎重に検討して決定すべきであり、また老齢化も是正されるべきである。

理事、監事の責任分野を明確にし、あわせて理事会の運営、監事の活動についても再検討し、明確にすべきである。

その他機構として考えられる諮問委員会、取得委員会等の組織については、公社の運営の公正を期するため広く有

識者（利用者側代表を含む）の意見を反映させる方法を検討すべきである。

次に具体的問題といたしましては、

まず、用地の選定については札幌市の都市計画等の関連について検討し、公社が行なう団地造成が、当該地域の健全なる発展に寄与するよう十分配慮すべきである。

次に、土地取得の方法として、

仲介人については、土地買収に当たっては、直接土地所有者と交渉を行なうこととし、やむを得ず第三者の介入があつた場合でも、土地所有者との話し合いを十分に行ない、問題が起こらないようにするとともに、あつせん手数料は、その基準を明確にし、仲介者が不当な報酬を得るような事態を防止する措置を講ずるべきである。

関係機関との提携については、土地取得及び団地造成等については公社の公益性にかんがみ関係機関と十分に意思の疏通をはかるべきである。

租税特別措置については、土地買収に当たっては、租税特別措置についてあらかじめ、関係機関と十分に協議し、契約後において問題の起きることなどのないよう配慮すべきである。

次に契約方法として付帯工事については、原則として土地代金と切り離し、買収後公社が直接実施すべきである。

土地の買収契約に当たり、手付金の割合が区々であるので、一定の基準を設けるとともに、仮登記のなされている土地及び抵当権設定のある土地の買収については、十分調査し、事後に問題を起こさないよう、配慮すべきである。なお仮登記完了前に手付金を支払うことのないよう、厳に注意すべきである。

最後に価格の決定については、今後、公社が土地を買収するに当たっては不動産鑑定士による鑑定評価を依頼するとともに、近傍類似地の売買実例の調査並びに固定資産税の評価資料の収集等、客観的材料を集め、その上で公社としての買収予定価格を決定する等価格の妥当性の裏づけを行ない、その適正を期し、いやしくも批判を受けることのないよう、注意すべきである。

との結論を得た次第であります。なお、審議の過程におきまして、調査経過並びに結果にもとづく、決議案の起草を正副委員長及び理事に一任し、賛成委員の発議により本会議に提出することを了承するとともに、本委員会の調査結果を報告するため、すみやかに臨時道議会が招集されるよう措置されたい旨、議長に要請することを決定した次第であります。

詳細につきましては、お手もとに配付の報告書により、御承知願いたいと存じますが、以上、本委員会に付託されました案件の調査経過の概要と結果を申し上げ、私の報告を終わります。

報 告 書

本委員会に付託された住宅供給公社土地取得問題に関する調査の件につき、その調査経過及び結果を別紙のとおり報告する。

昭和44年 5月27日

住宅供給公社土地取得問題
に関する調査特別委員長 川 口 常 一

北海道議会議長 岩 本 政 一 殿

（別紙）

第一 本委員会の調査経過

一 本委員会の設置

本委員会は、昭和44年3月5日の第1回定例道議会議本会議における議員笠島保君の発言にかかわる住宅供給公社土地取得問題に関する件について実態を調査し、これを明らかにするため、3月13日の本会議において伊藤作一君外11人から設置決議案が提出され、次のとおり設置された。

(1) 名称

住宅供給公社土地取得問題に関する調査特別委員会

(2) 委員会の法的根拠

地方自治法第98条第1項及び同法第99条第1項に基づく調査を行なうため、同法第110条及び北海道議会委員会条例第4条による特別委員会が設置された。

3月25日、調査の経緯から地方自治法第100条第1項に規定する権限が付与された。

(3) 調査事項

議員笠島保君の一般質問における発言にかかわる住宅供給公社土地取得問題についての実態の調査。

(4) 委員会の組織と構成

1 委員定数 15人

2 昭和44年3月13日の本会議において、本委員会委員として次のとおり選任された。

作 田 政 次君(自)	宮 本 義 勝君(自)
渡 部 勇 雄君(社)	滝 沢 勉君(自)
杉 本 栄 一君(自)	深 山 和 園君(自)
笠 島 保君(社)	湯 田 倉 治君(社)
川 口 常 一君(自)	亀 井 忠 衛君(社)
渡 辺 浩君(社)	中 山 信一郎君(自)
倉 増 新八郎君(自)	大 石 利 雄君(社)
林 謙 二君(自)	

（注）5月10日林謙二君は所属会派の変更により純正無所属となつた。

3 昭和44年3月13日の委員会において、次のとおり委員長、副委員長、理事を互選した。

委員長 中山 信一郎君(自)
副委員長 大石 利雄君(社)
理事 亀井 忠衛君(社)
同 倉増 新八郎君(自)
同 湯田 倉治君(社)
同 深山 和 圀君(自)

なお、中山信一郎君は、昭和44年3月31日、委員長並びに委員を辞任したので、その後任として、同日、五十嵐長寿君(自)が委員に補充選任され、また、委員長には川口常一君(自)を互選した。

(5) その他

議会閉会中も調査するものとし、調査費は300万円以内と決定された。

二 調査経過

(1) 調査方法

本委員会は、地方自治法第98条第1項、同法第99条第1項及び同法第100条第1項に規定された権限を付与されており、これらによる手段を尽くして目的を達すべく次の方法により調査を進めたが、これに要した委員会開議日数は29日、資料調査、記録調査日数は24日で、現地調査は1回実施した。

- 1 道の調査報告に対する質疑
- 2 資料の提出要求
- 3 記録の提出要求
- 4 現地調査
- 5 証人尋問

(2) 資料及び記録提出要求の結果は、次のとおりである。

資 料 名	要 求 先	提 出 月 日
1 金野ビル建設並びに土地の得喪の経過について	知 事	3月17日
2 公社住宅建設工事並びに土地取得の経過について(41～43年度分札幌市内のみ)	同	同
3 公社宅地造成工事調(41年～43年度分札幌市内と以外に区分)	同	同
4 土地取得契約時に公社が支払う手付金の基準について	同	同
5 昭和43年度、44年度土地取得計画書	同	同
6 昭和43年度入居者に対する追加徴収金の内訳明細(土地造成費に関係するため)	同	同
7 昭和42年度入居者に対する追加徴収金未収の理由と処理の内容(土地造成費に関係するため)	同	同
8 昭和40年度以降の土地購入調(札幌市内と以外に区分)	同	同
9 昭和43年度末現在公社の財産調(札幌市内のみ)	同	同
10 昭和42、43年度公社が取得にかかわる土地の譲渡取得税減免申請書写	同	同
11 昭和42、43年度土地売買契約書写(代理人ある場合は委任状写)	同	同
12 仮入居者の賃貸料徴収の内容	同	同
13 ほくそう不動産株式会社及び大成不動産株式会社の知事免許申請書写	同	同
14 左記のものの、宅建取引業又はあつせん業の免許の有無 上田道行、田辺健一、高橋宗嗣、井野文蔵、菊地栄光	同	同

記 録 名	要 求 先	提 出 月 日
1 昭和42、43年度における民有地買収にかかわる関係書類 (札幌市周辺を含めて)	公 社 理 事 長	3月31日
(イ) 土地の図面		
(ロ) 取得の土地についての選定理由		
(ハ) 土地価格評定書(具体的な売買実例等について記載したもの)		
(ニ) 委任状、承諾書		
(ホ) 契約締結の際の公社の決議書		
(ヘ) 契約書		
(ト) 付帯工事の検定書		
(チ) 登記関係の書類		
(リ) 土地取得について他の機関との往復文書		
1 売買実例を表示してある図面(公社に保存されている図面)	公 社 理 事 長	4月7日
2 価格評定書売買実例中	同	同

(イ) 売人、買人の住所、氏名、職業

(ロ) 売買物件の所在地

(ハ) 売買の日時

(ニ) 買収面積

(ホ) 価 格

3 手稲「稲穂団地～2」の土盛検定書 公 社 理 事 長 (3月31日提出済との回答あり)

1 昭和44年度以降宅地造成事業計画一覧表(計画内容についての説明を付す)、計画図面 公 社 理 事 長 4月15日

2 屯田団地造成費(4月10日と表示した分) 同 同

3 新琴似団地、新札幌団地の造成費(道と道住宅供給公社の宅地造成の参考に供したいため) 内外緑地株式会社 同 (新琴似団地については当社と関係ない旨回答あり)

4 大麻団地、真駒内団地の造成費 知 事 4月15日

5 稲穂団地～1の盛土検定書の 公 社 理 事 長 同

(イ) 関係図面

(ロ) 図面作成者氏名

(ハ) 土量計算書と計算書作成者氏名

(ニ) 野帳と測量者氏名 (但し、野帳はない旨回答あり)

6 稲穂団地～2検定確認書の具体的証明となる資料として確認をした相手の住所、氏名、工事施行業者名 公 社 理 事 長 4月15日

1 手倉森利作氏から上田道行氏にあてられた代金の請求及び受領に関する一切の権限を委任した昭和43年11月2日付の委任状 公 社 理 事 長 4月26日

2 住宅供給公社の経費支払証拠書類 同 同
42年5月分 }
42年9月分 } 以上3ヵ月分
43年5月分 }

3 手倉森利作氏と上田道行氏との間で、坪単価4,800円をもつて、昭和43年11月5日にかわされた売買契約書2通 手 倉 森 利 作 上 田 道 行 4月26日
(上田からは4月25日道警本部に提出中のため提出できない旨回答あり)

4 上田道行氏から手倉森利作氏にあてられた、7,750円で売った代金のうち、手倉森利作氏の取り分は、4,800円で、2,950円は手倉森利作氏のものではないという内容の昭和43年11月5日付の念書 手 倉 森 利 作 4月26日

5 手倉森利作氏から上田道行氏あてに書かれた、坪単価4,800円で売買することに合意した内容の昭和43年10月29日付念書 上 田 道 行 (道警本部に提出中のため提出できない旨4月25日に回答あり)

(3) 現地調査の実施状況 2 同 稲穂第一団地

実施年月日 昭和44年4月12日 3 同 稲穂第二団地

調 査 場 所 1 札幌市手稲金山団地 (4) 証人尋問

尋問年月日	証 人 の 住 所 氏 名	証 言 を 求 め た 事 項
44・3・28(金)	札幌市大通西20丁目	1 公社の運営方針並びに業務内容について
29(土)	高 元 隆 吉	2 取得土地の選定並びに契約の方法について
	(北海道住宅供給公社理事長)	3 土地買収価格決定の経過について
		4 土地取得に伴う付帯工事の積算基礎について
		5 土地取得契約における手付金の基準について

		6 土地買い受け代金授受の経過について
		7 土地取得に関し手続上において不備の点があるが、これらに対する考え方について
		8 土地取得に当たり業者及び地主との特殊な関係の有無について
		9 その他土地取得に関する事項について
44・4・4(金)	札幌市琴似町山の手5条1丁目	1 担当業務関係について
5(土)	伊藤 稔 (北海道住宅供給公社専務理事)	2 地方住宅供給公社法関係について
		3 理事会の運営について
		4 取得土地の選定並びに契約の具体的内容について
		5 土地取得に当たつて公社と業者及び地主との関係について
		6 土地取得の手続上の問題について
		7 土地購入価格決定経過の内容について
		8 土地取得に伴う付帯工事について
		9 土地取得契約における手付金の基準について
		10 土地買い受け代金の授受について
		11 その他土地取得に関する問題について
44・4・9(水)	札幌市南11条西15丁目1455番地	1 取得土地の選定並びに契約の具体的内容について
	中村 政雄 (北海道住宅供給公社業務部長)	2 土地取得に当たつて公社と業者及び地主との関係について
		3 土地取得の手続上の問題について
		4 土地購入価格決定経過の内容について
		5 土地取得に伴う付帯工事について
		6 土地買い受け代金の授受について
		7 その他土地取得に関する問題について
44・4・11(金)	札幌市手稲町西野1ノ16	1 取得土地の選定並びに契約の具体的内容について
	塚田 栄次郎 (北海道住宅供給公社総務部長)	2 土地取得に当たつて公社と業者及び地主との関係について
		3 土地取得の手続上の問題について
		4 土地購入価格決定経過の内容について
		5 土地取得に伴う付帯工事について
		6 土地買い受け代金の授受について
		7 その他土地取得に関する問題について
44・4・16(水)	札幌市清田210の233	北海道住宅供給公社が土地買収に当たつて隣接地等より相当高価な価格を決定し、仲介人の存在を許している事実を証明するため
	春木 政明	1 北野地区の山崎氏他数人所有の土地売買に関して公社との折衝の経緯について
		2 仲介人との折衝の経緯について
		3 その他売却に関する事項について
44・4・17(木)	札幌市手稲宮の沢	北海道住宅供給公社が土地買収に当たつて隣接地等より相当高価な価格を決定し、仲介人の存在を許している事実を証明するため
	丸子 秀雄	1 手稲稲穂第一団地の本人所有の土地売買に関する経緯について、特に、仲介人及び公社との折衝の経過について

		2 盛土工事に関連する事項について 3 契約に関連する事項について 4 代金授受に関連する事項について 5 その他これに関連する事項について
44・4・17(木)	札幌市手稲本町 中 村 義 晴	北海道住宅供給公社が土地買収に当たって隣接地等より相当高価な価格を決定し、仲介人の存在を許している事実を証明するため 1 手稲穂穂第二団地の土地買収に関連して所有者との関係について 2 盛土工事に関連する事項について 3 契約に関連する事項について 4 代金授受について、特にこの場合、公社へ地主、公社へ仲介人の関係と農協との関係について 5 仲介人及びその他介入している情報提供者について 6 その他これに関連する事項について
44・4・18(金)	札幌市琴似二十四軒 316 番地 竹 内 甫	北海道住宅供給公社が、土地買収に当たって他の売買実例に比し、実質的に相当高価な価格を決定し、仲介人の存在を許しており、また、譲渡所得税の特例不適用の場合の特別契約の事実を証明するため 1 土地売買実例の調査について 2 豊平東部農協北野団地の売買交渉経過について 3 穂穂第一、第二団地の付帯工事実施について 4 西野団地土地売買契約に伴う譲渡所得税の特例不適用の場合の特約経過について 5 その他これに関連する一切の事項について
44・4・18(金)	札幌市手稲穂穂 322 番地 保 谷 賢 一	北海道住宅供給公社が、土地買収に当たって他の売買実例に比し実質的に相当高価な価格を決定し、仲介人及びその他の仲介を許し、また付帯工事に当たって不当な工事及び工事費を設定した事実を証明するため 1 穂穂団地の土地売買についての経緯について 2 仲介人及び仲介に入った者の行なつた仲介料1,117万円の配分に関する事項について 3 付帯工事の措置について 4 その他これに関連する一切の事項について
44・4・22(火)	札幌市手稲星置 164 番地 手倉森 利 作	北海道住宅供給公社が、土地買収に当たって隣接地等より相当高価な価格を決定するとともに、仲介人の存在を許した事実を証明するため 1 金山団地所在の本人所有の土地売買に関する経緯について 2 仲介人及び公社との折衝の経過について 3 仲介人との念書について 4 代金授受について 5 公社理事長との会見の経過について 6 その他これに關する一切の事項について
44・4・22(火)	札幌市手稲西野 158 番地	北海道住宅供給公社が、土地買収に当たって、隣接地

- | | | |
|------------|---------|--|
| | 向 野 教 治 | 等より相当高価な価格を決定し、仲介人の存在を許しており、また、契約上の特約を行なっている事実を証明するため |
| | | <ol style="list-style-type: none"> 1 手稲西野団地の本人所有の土地売買に関する経緯について、特に仲介人及び公社との折衝の経過について 2 契約に関連する事項について 3 代金授受に関連する事項について 4 譲渡所得税の特例を受けられない場合の特約について 5 その他これに関連する一切の事項について |
| 44・4・22(火) | 札幌市手稲前田 | 北海道住宅供給公社が、土地買収に当たつて他の売買 |
| | 佐 藤 繁 治 | 実例に比し実質的に相当高価な価格を決定し、仲介人の存在を許している事実の証明と契約折衝の中途において、一方的に公社が契約締結をはばんでいる疑いを明らかにするため |
| | | <ol style="list-style-type: none"> 1 地主数人の代表として自己所有の土地売買に関する公社との折衝経過について 2 仲介人（高橋宗嗣）との折衝経過について 3 契約中断の経過及びその実態について 4 その他これに関連する事項について |

(5) 委員会開催状況

- | 年 月 日 | 委 員 会 の 審 議 事 項 |
|------------|---|
| 44・3・13(木) | ○委員長、副委員長の互選及び理事の選出。 |
| 44・3・14(金) | ○議席の指定。 |
| | ○理事会で確認した委員会運営について次の申し合わせ事項を決定。 <ol style="list-style-type: none"> 1 委員外議員の発言は、文書により内容を明らかにした質疑通告のあつたものについて理事会で検討する。なお、その発言は委員の質疑終了後とし、発言時間は理事会で検討することとし、資料要求は認めない。 2 委員の交代は原則として認めない。 3 資料の要求は文書により要求することとし、あらかじめ理事会において検討し、委員会の決定により行なう。 |
| | ○本会議における一般質問続行中は、毎日理事会を開催することとし、休会中は毎日委員会を開催することを原則とする旨決定。 |
| | ○資料の提出要求を決定。(金野ビル建設並びに土地の得喪の経過について外13項目) |
| 44・3・18(火) | ○3月14日要求の資料が提出あつた旨を報告。 |
| | ○理事会で確認した次の資料要求に関する事項を決定。 <ol style="list-style-type: none"> 1 資料要求は土地取得の範囲内に限る。 2 その他に関する資料は、議員の調査活動範囲内において理事者に要求する。 |
| 44・3・22(土) | ○道が実施した「北海道住宅供給公社の土地取得状況調査について」の調査報告書（以下「道の調査報告」という。）に基づき、那須副知事は関係説明員に対する質疑応答。 |
| 44・3・24(月) | ○3月22日開催の委員会における理事者答弁保留事項についての答弁及び質疑応答。 |
| | ○住宅供給公社土地取得問題に関する調査特別委員会に、地方自治法第100条第1項に規定する権限付与及び調査経費についての決議案の発議を決定。
(3月25日の本会議において決議案議決) |
| 44・3・25(火) | ○3月28日の委員会に証人として出頭を求める者を決定。 |

住宅供給公社 理事長 高 元 隆 吉 君

同 専務理事 伊 藤 稔 君

○証人に対し証言を求める事項9項目を決定。

○委員外議員の証人出頭請求及び証人に対する尋問は認めないことを決定。

44・3・28(金) ○証人として出頭の高元隆吉君に対する尋問を行ない、さらに明29日出頭を求めることを決定。

○本日尋問予定であつた証人伊藤稔君について29日に出席を求めることに変更決定。

44・3・29(土) ○前日に引き続き、証人高元隆吉君に対する尋問を行なつた。

○記録の提出要求を決定。

(昭和42、43年度における民有地買収にかかわる関係書類)

○証人伊藤稔君については4月2日に出席を求めることに変更決定。

44・3・31(月) ○中山信一郎君から委員長辞任願の提出があり、これを許可。

○委員長互選を行ない、川口常一君が当選。

○3月29日に要求の記録が提出あつた旨報告。

○調査事件について閉会中継続調査とするよう議長に申し出ることを決定。

○委員会調査経費に関する決議案の発議を決定。

○証人伊藤稔君については4月3日に出席を求めることに変更決定。

○委員中山信一郎君から委員辞任願の提出あつた旨を報告。

44・4・2(水) ○委員の補充選任に伴い委員席を一部変更。

補充選任された委員 五十嵐 長 寿 君

○委員会の使命、記録の要求、証言を求める事項の内容、主尋問の取り扱い等委員会の運営に関する問題点について代表者会議で協議することを決定。

○証人伊藤稔君については4月4日に出席を求めることに変更決定。

44・4・3(木) ○主尋問は従来と同様の方法により行なうこと、また、証言を求める事項は証人が理解できる程度の細目とすることを決定。

44・4・4(金) ○証人として出頭の伊藤稔君に対する尋問を行ない、さらに明5日出頭を求めることに決定。

○笠島委員からの記録提出要求の取り扱いについて理事会で協議することを決定。

44・4・5(土) ○前日に引き続き証人伊藤稔君に対する尋問を行なつた。

○3月29日尋問の証人高元隆吉君から、証言の一部訂正申し出があつた旨を報告。

○記録の提出要求を決定、(売買実例を表示してある図面外2項目)

○証人として4月9日に出席を求める者を決定。

住宅供給公社 業務部長 中 村 政 雄 君

同 総務部長 塚 田 栄次郎 君

○証人に対し証言を求める事項7項目を決定。

44・4・9(水) ○4月4日尋問の証人伊藤稔君から、証言の一部訂正申し出があつた旨を報告。

○4月5日要求の記録が提出あつた旨報告。

○4月5日尋問の証人伊藤稔君から、一部保留した証言について文書回答あつた旨報告。

○証人として出頭の中村政雄君に対する尋問を行なつた。

○証人塚田栄次郎君については4月10日に出席を求めることに変更決定。

○林委員から申し出証人喚問手続に関する法律上の疑義及び証人喚問、記録提出要求について理事会で協議することを決定。

44・4・10(木) ○証人塚田栄次郎君については、4月11日に出席を求めることに変更決定。

44・4・11(金) ○委員会運営上の法律上の疑義については、事務局をして照会させるなど適切な措置をとらせることを了承、委員会運営は従来どおりとすることを決定。

○証人として出頭の塚田栄次郎君に対する尋問を行なつた。

○12日の委員会終了後現地調査を実施することとし、調査箇所は理事会で協議することを決

定、

○記録の提出要求について理事会で協議することを決定。

44・4・12(土)

○現地調査の実施。

○記録の提出要求を決定、(昭和44年度以降宅地造成事業計画一覧表外5項目)

○証人として出頭を求める者4人を決定。

4月16日の委員会に出頭を求める者

札幌市手稲前田

佐藤 繁 治 君

札幌市清田210の233

春 木 政 明 君

4月17日の委員会に出頭を求める者

札幌市手稲宮の沢

丸 子 秀 雄 君

札幌市手稲本町

中 村 義 晴 君

○証人に対し証言を求める事項16項目を決定。

44・4・16(水)

○4月12日に要求の記録が提出あつた旨報告。

○本日証人として出頭を求めた佐藤繁治君から、健康上の理由により18日に出席する旨申し出あつたことを報告。

○証人として出頭の春木政明君に対する尋問を行なつた。

44・4・17(木)

○証人として出頭を求める者4人を決定。

4月18日の委員会に出頭を求める者

札幌市琴似二十四軒316番地

竹 内 甫 君

札幌市手稲稲穂322番地

保 谷 賢 一 君

4月19日以降の委員会に出頭を求める者

札幌市手稲星置164番地

手倉森 利 作 君

札幌市手稲西野158番地

向 野 教 治 君

○証人に対し証言を求める事項20項目を決定。

○証人として出頭の丸子秀雄君、中村義晴君に対する尋問を行なつた。

44・4・18(金)

○証人として出頭の竹内甫君、保谷賢一君に対する尋問を行なつた。

○手倉森利作君、向野教治君、佐藤繁治君については22日に証人として出頭を求めることに決定。

○証人佐藤繁治君に対する証言を求める事項を変更決定。

44・4・22(火)

○証人として出頭の手倉森利作君、向野教治君、佐藤繁治君に対する尋問を行なつた。

44・4・23(水)

○委員長に対する田辺健一君からの証人喚問の嘆願書については、検討の結果、現時点において必要なしと決定。

○4月9日林委員から要求の証人喚問、記録の提出要求についてはこれを取り下げの扱いとする旨を報告。

○記録の提出要求を決定。(手倉森利作氏から上田道行氏あてに書かれた坪単価4,800円で売買することに合意した内容の昭和43年10月29日付の念書外4項目)

44・4・25(金)

○林委員の会派変更届けに伴う措置方について議長に申し出ることを決定。

44・5・8(木)

○今後の委員会運営について理事会で協議することを決定。

- 44・5・12(月) ○4月25日議長に善処方要求の林委員の件について、議長より通知あつた旨を報告。
○4月23日要求の記録中公社及び手倉森利作君にかかる記録の提出があり、上田道行君にかかる分は道警に提出中との回答があつた旨を報告。
○4月5日尋問の伊藤稔君から「地主、公社役職員」について一部証言の訂正の申し入れがあつた旨を報告。
○調査結果に関し、討議資料の取りまとめを正副委員長並びに理事に一任することを決定。
- 44・5・15(木) ○正副委員長並びに理事に一任された討議資料の取りまとめは、なお続行中である旨を報告。
- 44・5・16(金) ○前日と同様取りまとめ続行中である旨を報告。
- 44・5・17(土) ○5月12日の委員会において、正副委員長並びに理事に取りまとめを一任された委員会討議資料（調査した事実及び意見）が提出された旨を報告。
○本日をもつて証人出頭要求、記録提出要求及び理事者に対する質疑を終結することを決定。
○討議資料に基づく討議準備のため休憩を行ない、討議方法は通告制とし、発言順位は理事会において協議することを決定。
○討議資料を中心に作田委員、笠島委員、滝沢委員、亀井委員により討議が行なわれた後、討議を打ち切り、討議資料に盛られた事項を委員会報告書に挿入すること、委員会報告書並びに委員長口頭報告文は委員長に一任することを決定。
○調査経過並びに結果に基づく決議案の起草を正副委員長及び理事に一任し、賛成委員の発議により本会議に提出することを了承。
○調査結果報告のための臨時議会招集を議長に申し出ることを決定。
- 44・5・27(火) ○5月17日委員長に一任された委員会報告書を議長に提出することを了承。
○委員会閉会。

第二 委員会の調査結果

一 総論

本委員会が、地方自治法第100条の権限を付与されたといつても法的にその調査及び審議には限界があつて、たとえば、証人の証言が「実質的に拒否されているのではないか」との疑いがあつたとしても、それ以上に追及はできず、しかもまた、法の範囲は刑事事件の取り扱いまで及ばず、いささか隔靴掻痒の感を免れないとしてもやむを得なかつた。

調査結果を概括すれば、

今回の事件が発生した要因の最大のものは、組織機構、規則、細則等の不備もあるが、特に、それに加えて運営上従来からの惰性と理事長の独裁的運営がこれに一そうの拍車を加えていることであり、また、指導、監督すべき道の責任も指摘されなければならない。

二 調査した事実及び意見

(一) 公社の運営について

- 1 そもそも公社法は、勤労者によりよい土地と住宅を一般的市価に比べ有利に供給するためにつくられた法律であつて、国の住宅政策の一環をなし、さらにまた、近年、緊急の課題となつている地価を抑制するという役割りをもになつてい

るものがある。
このことによつて民間資本を排除し、地方公共団体である道や市の出資や低利融資の道が講ぜら

れる等、公共的機関として法的にも特殊法人の性格を付与されているところである。

それゆえに、公社へ土地を売り渡す者には、通常の場合、租税特別措置法の適用を認める等の優遇措置があり、これらの趣旨を逸脱した運営は厳に慎しむべきである。

- 2 理事会及び常任理事会（公社は役員会と称している）の運営においても、公社法及び定款には理事会の任務は明記されているが、常任理事会の性格は明らかでなく、それでいて大幅な権限をもつて事を処しているところに問題があつた。

その他、当然、組織機構の改善が必要であり、人員配置についても再検討すべきである。

特に、会計規則、契約についての細則もないままに運営されてきたところに問題が起こつたのである。

- 3 仲介人との関係において、高元証言では、「仲介人は、仲介人ではなく、あくまで地主の代理人であると考えていた」あるいは「それまで一面識もなかつたが、私は代理人であると言われれば、それを信頼して交渉を行なうのは商道徳である」という意味の証言がなされていたが、その代理人が正当な代理人としての行為をしているかどうかは確かめず、数回にわたつて同一人を仲介として土地買収を行ない、また特定の業者の経営する料飲

店を利用し、しかもその業者が地主から工事を請負っている事実から見て、公社幹部と特定業者の結びつきを思わせるものがあつたと指摘されてもやむを得ないところである。

(二) 土地取得について

1 用地の選定について

- (1) 取得用地の選定に当たつて、まず指摘したいのは、仲介人、代理人が話を持ち込んでから「早くて2週間、おそくとも1カ月ぐらいで契約する」という公社の拙速さであり、しかも契約書を見ると、大半が12月から2月の契約になつている。したがつて、これは積雪期であつて十分地形も見ることができず、「公社幹部は、必ず現地視察を行なつて買収決定をしている」と言つてゐるが、はたしてその実効があつたかどうか疑問である。

(2) 準工業地域買収の問題、手稲稲穂第一、第二)

公社伊藤専務理事の証言によれば、仲介人等からあつせんされた土地について役職員が検分を行ない、専門家の意見を聞いて十分検討したと言つてゐるが、札幌市の都市計画等との関連において十分な検討がなされたとは考えられない。また、都市計画の基本である地域指定区分には進んで協力し、他に範をたれる心がまえがなければならぬが、準工業地域であることを知悉しながらこれを買収し、しかも、その指定変更を働きかける等種々の問題を惹起している。

さらに、土地取得に当たつて、公共施設の現状把握と将来に対する見通し、都市計画等に対する検討が必ずしも十分とは認めがたい。

2 土地取得の方法

(1) 仲介人について

公社の用地買収に関係した仲介人は、いずれも委任行為や代理行為等の手段によつて仲介またはあつせんを行ない、地主の売り渡し価格と公社の買収価格にばく大な差額をつくり出し、不当な報酬を得ている事実が調査の結果明らかになつた。

このことは、「本人が代理人と言つてきたときは拒むことができない」「土地取得は、仲介人の手を通さなければ入手ができないと考えていた」等の公社側証人の証言からもうかがわれるごとく、公社が土地取得に当たり、積極的に直接地主と折衝せず、ほとんど仲介人の情報提供、あつせんによるみ依存した方法をとつたことが原因である。

また、仲介人に対するあつせん手数料は、法定の範囲内において関係者間で協議し、いわゆるガラス張りの中で決定し、公社と地主が折半の上負担する方法が望ましいと考えられるが、これらの

配慮は全く行なわれず、買収土地のほとんどについて公社側はその実態を知ろうとせず、理事長は、長年の交際をもち仲介行為の中で重要な役割りを果たしていた者が仲介行為に加わつていたことを全く知らなかつたと証言している。しかし、これらの仲介者が多額の報酬等を取得するという結果を招来したことについての責任は知らなかつたということでは免れることはできない。

(2) 関係機関への協力要請について

公社は、土地取得に当たり、仲介人の情報やあつせんに依存しているが、中村、春木両証人の証言等によれば、「最近、農協等に対し、土地売り払いについての相談も多く、農協も農家の財産保全、税務相談等の立場から相談に乗つてゐる。また、土地売り払い希望者の実態も承知している」また「不動産業者よりも代金のかたゐ公社なら安心して協力できる。また売りたい人も多い」という意味の証言があつたが、公社側の証人によれば「札幌では土地が稀少価値で情報によらねば、取得はなかなか困難である」という証言がなされている。

その反面、「道や札幌市等の公的機関や農協等に土地の買収について依頼したことはない」という意味の証言もなされており、前記証言の実情から見てこのような公社の土地取得に際しての姿勢については問題がある。

常識的に考えてもとるべき方法がとられていないのはなぜか理解に苦しむところである。

(3) 租税特別措置について

租税特別措置法による特別措置適用の可否は、土地売買に影響を及ぼすことはいない事実である。したがつて、買収交渉の進捗とあわせて、法に基づく関係機関と十分な協議を行なうべきである。しかるに、それが確定しない時点において事務的なミスによるとはいえ、事前に地主側へ証明書を交付し、あたかも特別措置の適用があるかのごとき印象を与えたことは遺憾である。

また、減税にならない場合の価格上積み契約に対して、不履行の見解をとり、あるいは準工業地域買収による特別措置不適用などによつて、公社と地主との間に紛争を惹起していることは、特別措置の特権を安易に考えていたものと思われる。

3 契約方法について

(1) 付帯工事について

仲介人並びに地主の間で付帯工事の請負契約がなされ、各種工事の施行がなされているが、

しかし、その工事の実態は、単なる盛土工事や地ならし工事であり、その工事費の大半は、請負人である仲介人の仲介料の変形としての不当所得となつている事実が明らかになつた。

たとえば、手稲稲穂第1団地の工事費は994万1,000円であるが、この土地の所有者は、「工事費は200万円余程度しかかかつていないと思う」という意味の証言をしており、また、稲穂第2団地についても1,862万円の工事費が支払われているようである。本工事についても実際に工事を実施した下請業者は999万円で請負っているが、公社側証人の証言によれば「1立米当り400円程度」とのことで、この計算によれば工事代金の約1割180万円に過ぎず、大半が仲介人の不当利益となつている状況であり、このような不当利益を得さしめた原因は、公社が盛土をした土地を買うのが有利と判断しただけで、十分な調査をせず、雪の上から土地を見て契約し、春になつて低い所に土を入れるという程度の指示をしたにとどまり、また原契約で盛土工事の条項を入れることを忘れ、後日、補正契約によつて、初めて確定するなどのずさんな契約を行なつているためと言わざるを得ない。契約内容の具体的な内訳もなく、竣工検定もまたきわめて不確実なものであつた。

(2) 仮登記について

道の調査報告の中では、契約書の中に仮登記以前に手付金を支払つた事実が報告されており、しかも、総支払い額中に占める手付金の割合が区々であることなどが、指摘されている。

たとえば、手稲稲穂第2団地の例によれば、公社との売買契約は昭和43年1月5日であり、仮登記は、1月6日であるにもかかわらず、43年1月5日の契約時に900万円が支払われており、金山団地については、原契約が昭和43年11月5日、仮登記11月6日にもかかわらず、11月5日に2,350万円を支払い、川沿団地についても原契約昭和43年12月2日、仮登記は昭和44年1月1日であるのに、12月2日の契約時に3,500万円の手付金が支払われている。

特に手稲稲穂第1団地の場合においては74.13%という例のない手付金を出しているが、本来、公社の性格上手付金は仮登記後に支払うべきであり、また、その額は実績から見て、おおむね30%であるにもかかわらず、70%をこえる多額の手付金を支払つているのは適切でない。

4 価格の決定

(1) 価格評価について

公社が土地買収をする場合の評価の根拠について、公社幹部の証言は、当初に、「付近の売買実例によつて公社としての評定価格を出し資料を持っていた」と言つていたが、順次、証人がかわるにつれて、「売買実例を書いた図面はあるが、その地図に書いてある数字は個人的資料であり、他に価格関係の資料はない」ということが判明し、最終的には、公社側が主張した売買実例は、具体的に調べられてもいないまま土地価格の単価がきめられていたと言われてもやむを得ない状況にあつた。

また、不動産鑑定士に土地の鑑定を依頼せず、近傍類似地の売買実例や固定資産税課税標準を基礎にして話し合いできめたのは、不動産鑑定士の評価額以内では買収が困難であるためとのことであるが、不動産鑑定士や道または札幌市等の専門家の意見を求めず、独自で根拠もなく価格評価を行なつていたことはずさんのそしりを免れない。

(2) 価格の妥当性

土地買収に当たり、一般的には不動産鑑定士の鑑定結果を基準とする買収価格の決定方法が使われているが、公共性を帯びた公社が土地を求めるに当たつては、不動産鑑定士の鑑定とか、近傍類似地の売買実例の調査、固定資産税の評価などを十分調査の上で客観的材料を集め、その上で公社としての買収予定価格を決定する等の方法をとるべきである。

しかるに、適切な方法もとらず、根拠のないまま単なる腹づもりで、仲介人との間で価格を決定したことは許されない行為であり、その結果、周辺の地価値上りに影響を与えていることは、公社の性格上批判されなければならない。

(三) 道の指導監督について

- 1 公社のこのような運営に対して道はどのように指導監督したか、道から副理事長、監事を出しているのは、その運営を正しくチェックするという主旨であると考えるが、その目的が十分果たされていないと言われてもやむを得ない。
- 2 公社の指導監督に当たるべき直接の責任者であり、かつ道の建築行政の責任者でもある建築部長を、監督を受けるべき立場にある公社の理事長が副理事長に任命しているということ、及び知事の任命になる常任監事が理事会とは別個にその本来の監事的職務を発揮すべきにもかかわらず、常任理事と同列で役員会に参加しているということは、指導、監督の立場と公社運営の立場を不明確

にし、その機能を十分果たし得ないという結果を招いており、このような機構には問題がある。

四 改善すべき事項

1 基本的な問題について

- (1) 機構及び人員配置について再検討すべきである。特に用地取得関係職員が少人数であることはすみやかに是正すべきである。
- (2) 公社役員人事については、従来の慣行を避け、適格性を慎重に検討して決定すべきであり、また高齢化も是正されるべきである。
- (3) 理事、監事の責任分野を明確にし、あわせて理事会の運営、監事の活動についても再検討し、明確にすべきである。
- (4) その他機構として考えられる諮問委員会、取得委員会等の組織については、公社の運営の公正を期するため、広く有識者（利用者側代表を含む）の意見を反映させる方法を検討すべきである。

2 具体的な問題について

(1) 用地の選定について

札幌市の都市計画等の関連について検討し、公社が行なう団地造成が、当該地域の健全なる発展に寄与するよう十分配慮すべきである。

(2) 土地取得の方法について

ア 仲介人

土地買収に当たっては、直接土地所有者と交渉を行なうこととし、やむを得ず第三者の介入があつた場合でも土地所有者との話し合いを十分に行ない、問題が起こらないようにするとともに、あつせん手数料は、その基準を明確にし、仲介者が不当な報酬を得るような事態を防止する措置を講ずること。

イ 関係機関との提携について

土地取得及び団地造成等については、公社の公益性にかんがみ、関係機関と十分に意思の疏通をはかるべきである。

ウ 租税特別措置について

土地買収に当たっては、租税特別措置についてあらかじめ関係機関と十分に協議し、契約後において問題の起きることなどのないよう配慮すべきである。

(3) 契約方法について

ア 付帯工事については、原則として土地代金と切り離し、買収後、公社が直接実施すべきである。

イ 土地の買収契約に当たり、手付金の割合が区々であるので、一定の基準を設けるとともに、仮登記のなされている土地及び抵当権設

定のある土地の買収については十分調査し、事後に問題を起こさないよう配慮すべきである。

なお、仮登記完了前に手付金を支払うことのないよう厳に注意すべきである。

(4) 価格の決定について

今後、公社が土地を買収するに当たっては、不動産鑑定士による鑑定評価を依頼するとともに、近傍類似地の売買事例の調査並びに固定資産税の評価資料の収集等客観的材料を集め、その上で公社としての買収予定価格を決定する等、価格の妥当性の裏づけを行ない、その適正を期し、いやしくも批判を受けることのないよう注意すべきである。

決 議 ・ 意 見 書

決 議 案 第 1 号

(川口常一君外12人提出)
(44. 5. 27 原案可決)

北海道住宅供給公社の機構整備 並びに人事の刷新に関する決議

今回の北海道住宅供給公社の土地取得をめぐる問題に徴し、今後再びかかる事態を惹起することのないよう抜本的人事の刷新を行ない、併せて機構を速かに整備して地方住宅供給公社法の精神に則り公正な運営を行なうよう勧告する。

右決議する。

北 海 道 議 会

決 議 案 第 2 号

(川口常一君外12人提出)
(44. 5. 27 原案可決)

綱紀肅正に関する警告決議

北海道住宅供給公社の土地取得をめぐる問題に徴し、指導監督の立場にある知事は、その責務を十分に果たし得なかつたことはまことに遺憾である。

今後再びかかる事態を起さないよう深く反省するとともに、その指導監督を強化し、今回の事例に照し、道の関係団体の役員を兼職する職員に対する指導監督について万全を期し、綱紀の振起について特段の配慮をすべきことを警告する。

右決議する。

北 海 道 議 会

意 見 案 第 1 号

(福島新太郎君外14人提出)
(44. 5. 27 原案可決)

炭鉱保安確保に関する要望意見書

炭鉱保安の確保については、従来から特段の措置が講ぜられてきたにもかかわらず、さきの雄別茂尻鉱に引き続き、今回再び住友歌志内鉱において重大災害が発生し、多数の尊い人命が失われたことは誠に遺憾である。

炭鉱災害の絶滅は、人命尊重の見地からもまた、石炭鉱業の長期安定をはかる上からもきわめて重要な課題であり、とくに最近のきびしい石炭情勢のもとで、度重なる大災害の発生をみたことは、労働力の確保をますます困難にし、ひいては石炭鉱業の崩壊をもたらすものであり、まことに憂慮に堪えないところである。

よつて、政府において、炭鉱保安の確保のため、次の諸事項につき特段の対策を講ぜられるよう要望する。

記

- 1 保安監督指導体制を強化されたい。特に保安監督官の大幅増員をはかり、巡回検査を強化されたい。
- 2 保安施設の整備、充実を期するため、現行の国庫補助並びに融資制度の拡充強化をはかられたい。

3 保安技術の研究開発の促進及びその普及の徹底をはかられたい。特にガス突出についての根本的な究明と対策を講ぜられたい。

4 遺家族対策として、現行の労働者災害補償保険法による給付金の引き上げを実情に即するよう検討されたい。また、遺家族に対する生活援護を期せられたい。右地方自治法第99条第2項の規定により提出する。

年 月 日

北海道議会議長 岩 本 政 一

内閣総理大臣
大 蔵 大 臣
通商産業大臣
労 働 大 臣
厚 生 大 臣
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長

各通(国会には請願書として提出する。)

議会運営委員会

○5月12日 午後1時13分、議会運営委員会室において開議、午後1時18分散会、委員長 伊藤 作一（自民）

- ① 委員長から、理事会における林議員（純正無所属）の住宅供給公社土地取得問題に関する調査特別委員の委員辞任勧告に対する議長の報告内容について説明の後、理事会における協議の結果「特別委員の選任に当たっては、会派の議員数に比例配分し、会派の推せんにより、議長が会議にはかつて選任している先例、慣行を尊重して運営している実情から会派を離脱し、特別委員比例配分の根拠を失った議員林謙二君は、住宅供給公社土地取得に関する調査特別委員の資格を失ったものと判断するので、同特別委員を辞任すべきである。なお、今後、特別委員選任後、会派の異動により、その配分の根拠を失ったときは、会派異動の時点において特別委員の職を失うことについて会議規則、委員会条例の改正についても検討するものとする。」を報告の後、異議なくこれを了承、オブザーバーの木南議員から意見があつた。
- ② 会派の異動に伴う純正無所属控室の割り当てについては、公正クラブの南隣の部屋を割り当てることを了承。

○5月19日 午前11時20分、議会運営委員会室において開議、午前11時38分散会、委員長 伊藤 作一（自民）

- ① 総務部長から、第1回臨時会の付議案件等について説明。
- ② 第1回臨時会の会期を5月27日、1日間とすることに決定。
- ③ 事務局長から、議場改修の完了時期、臨時会の会議場所として使用する第1委員会室の概要、林議員（純正無所属）のオブザーバーの出席取り扱い問題、常任委員の改選は臨時会においてはこれを行なわない旨の理事会の確認等について説明。

○5月26日 午後3時16分、議会運営委員会室において開議、午後3時40分散会、委員長 伊藤 作一（自民）

- ① 総務部長から、第1回臨時会提出予定案件について説明。
- ② 事務局長から、議案の委員会付託の取り扱い等について説明。
- ③ 議場改修に伴い、第1委員会室の使用ならびに説明

員席、傍聴席等を今回に限り、制限する扱いとすることに決定。

- ④ 継続審査中の請願第158号（公衆浴場業の適正距離等の件）および第127号（石狩南部酪農用地開発改良地域調査実施の件）を取り下げ、あらたに提出してきた請願第228号（公衆浴場業の適正距離等の件）および陳情第147号（石狩南部土地利用計画調査実施の件）を関係委員会に付託することを了承。
- ⑤ 事務局長から、明日の議事日程について説明。

○5月27日 午後3時51分、議会運営委員会室において開議、午後3時58分散会、委員長 伊藤 作一（自民）

本日の本会議の議事は、日程第1議席の一部変更の件で、会議場の変更および所属会派の異動による議席の一部変更（96人移動）を行ない、日程第2会議録署名議員の指定の後、諸般の報告の後、議長から元道議会議員蒔田余吉氏の逝去報告を行ない、日程第3会期決定の件は5月27日1日間を議決、日程第4議案第1号および第2号、報告第1号ないし第14号は、知事提案説明後、委員会付託を省略し、議案第2号および報告第1号については起立採決、残余の案件は簡易採決、つぎに日程第5住宅供給公社土地取得問題に関する調査の件は、委員長報告の後、採決によりこれを決定し、本件調査の終了を議決、日程第6決議案第1号にあわせ日程第7決議案第2号を一括上程し、採決により可決する。つぎに日程第8意見案第1号は、説明および委員会付託省略後、簡易採決、以上日程を終わり、最後に閉会中請願、陳情継続審査の件（2件）を決定して閉会する、以上の順序にて議事を進めることに決定。

常任委員会

総務委員会

○4月3日 午前11時52分、第5委員会室において開議、
午後零時35分散会、委員長 神部 俊郎(自
民)

請願、陳情の審査

請 願

第109号 札幌市北12条東2丁目交差点に信号機設
置の件 (採択)

第167号 諸官庁、ろう学校に公務員としてろうあ
者の採用の件 (採択)

一 般 議 事

① 総務部長から、地方税法の一部改正に伴う道税条例
の一部改正について説明を聴取の後、

青木委員(社会)から、住民税の改正により、課税最
低限はいくらになるか、減税額23億円の積算基礎、住
民税の10回払いを12回払いにするのは減税ではないの
ではないか、

池島委員(社会)から、条例化を必要とするものでは
できるだけ議会に提案されたい

等について質疑、意見および要望があり、総務部長か
ら答弁。

② 地方税超過課税解消の財源措置等に関する中央折衝
についてはかり、異議なく実施することに決定、派遣
時期および派遣委員については委員長に一任すること
とした。

③ 青木委員(社会)から、市町村振興基金60億円の積算
基礎、国には辺地債があるのに道予算に計上されない
理由、総合開発および産業基盤整備との関連性、道営
団地の設置基準と土地取得資金貸付条例との関連、

村本(三)委員(社会)から、道庁、道警職員の人事異
動に関し、子供の今後の教育および二重生活の現状に
鑑み早期に発令するよう考慮方

等について質疑および要望があり、総務部長から答
弁。

④ 委員長から、木南議員(共産)より、「自治研修所長の
新聞談話」問題について委員外議員の発言申し出があ
る旨をのべ、これをはかつて異議なく許可することに
決定の後、木南議員から、3月29日の予算委員会にお
ける職員の特別研修について発言を行なったが、その
後、職員研修所長の新聞談話がのつているが、好まし
くないので注意されたい旨の発言があつた。

○5月2日 午後2時47分、第5委員会室において開議、

午後5時20分散会、委員長 神部 俊郎(自
民)

請願、陳情の審査

陳 情

第106号 札幌市南6条西9丁目及び南9条西9丁
目に交通信号機設置の件 (採択)

第138号 札幌市内国道230号線等に交通信号機設
置の件 (採択)

一 般 議 事

① 総務部長から、道の機構改革について説明を聴取の
後、

村本(三)委員(社会)から、東大附属病院の高圧酸素
タンク爆発事故に関連して、医大における防止策の有
無、人事異動に伴い、若い職員および大都市に所在す
る転入者の住宅確保に対する道の具体策、

青木委員(社会)から、道の行政執行体制に関して、
仕事の細分化、複雑化の現状に対する見解、企画部調
整課に地域振興対策室を新設することによる実質的事
務の後退、林検の統廃合に伴う業務の多忙化、

池島委員(社会)から、高齢職員の人事管理、年齢に
よる降職等に対する考え方と例外

等について質疑、意見および要望があり、総務部長か
ら答弁。

② 青木委員(社会)から、公務員寒冷地手当改善及び地
方税超過課税解消の財源措置等に関する中央折衝の経
過について報告、異議なくこれを了承。

③ 総務部長から、北海道税条例の一部を改正する条例
の専決処分について説明があり、異議なくこれを了
承。

④ 総務部長から、札幌医大の改築工事請負契約にかか
る専決処分について説明があり、異議なくこれを了
承。

⑤ 交通安全対策事務局長から、春の交通安全運動実施
要綱について説明。

⑥ 企画部長から、札幌の地域暖房建設問題について説
明の後、

青木委員(社会)から、契約成立が難航している原
因、資金計画および工事計画の適否、北海道熱供給公
社に対する事業執行の強制の有無

等について質疑および意見があり、企画部長から答
弁。

⑦ 道内の青少年育成施設及び交通安全施設整備状況等
の調査の実施についてはかり、異議なくそのことに決
定、なお、派遣委員および日程については委員長に一
任することとした。

⑧ 刑事部長から、室蘭市で発生した600万円強奪事件
の経過について説明を聴取。

⑨ 青木委員(社会)から、広域市町村圏整備要綱の自治

省案に関して、住民の意思の反映および道行政の態様を考慮した整備要綱のとりえ方、自治省の構想と道の考え方との差異に対する処置、市町村合併とは本質的に異なる広域市町村圏の考え方に対する見解、地方課、企画課等との連携を計り計画を策定することの考え方

等について質疑および意見ならびに要望があり、総務部長から答弁、暫時休憩、午後4時26分再開。

- ⑩ 池島委員(社会)から、北見の全通委員長逮捕に関連して、管理者は管理権を乱用し、警察に対し、警備、捜査を依頼、これをうけて警察が労働争議に不当に介入していることの見解、労働者に対し威圧的な警備のあり方、労働組合に対する内部干渉、全通委員長の逮捕について事実誤認の有無、逮捕状の請求内容、

青木委員(社会)および竹内委員(社会)から、逮捕した根拠の明示

等について質疑および意見ならびに要望があり、道警本部長および警備部長から答弁。

- 5月12日 午前11時30分、第5委員会室において開議、
午後 零時21分散会、委員長 神部 俊郎(自民)

一般議事

- ① 総務部長から、北海道職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について説明を聴取の後、

池島委員(社会)から、差別扱い的等級区分の一掃、日当、宿泊料等の検討、赴任旅費の北海道の地域性を考慮した増額

等について質疑、意見、要望があり、総務部長および人事委員会事務局長から答弁。

- ② 青木委員(社会)から、私鉄ストについて、地労委の勧告がなされているが、知事が道民の足を守ることの配慮方

等について質疑、意見、要望があり、総務部長から答弁。

- ③ 塚本委員(社会)から、長沼町における聴聞会の開催の警備のあり方に関し、広田氏、馬場氏宅の捜査の目的、動機、捜査令状の内容、令状を明示しなかつた理由、教育大の学生の乗ったバスを止め暴行を加え、投石したという報道の真偽、広田氏宅の捜査の方法等について質疑および意見があり、警備部長から答弁。

- ④ 池島委員(社会)から、札幌中央郵便局に自動区分機の搬入に際し、労働者を無視して警察力を用いたことの見解

について質疑、警備部長から答弁。

- 5月26日 午後1時39分、第5委員会室において開議、
午後2時15分散会、委員長 神部 俊郎(自民)

一般議事

- ① 塚本委員(社会)から、青少年健全育成施設および交通安全施設整備状況の現地調査の経過について報告があり、異議なくこれを了承。

- ② 総務部長から、第1回臨時会提出予定案件について説明の後、

青木委員(社会)から、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関し、過去の支給例と引き上げた場合の年間金額

について質疑および要望があり、道警総務部長から答弁。

厚生委員会

- 4月2日 午前10時58分、第9委員会室において開議、
午前11時10分散会、委員長 岩田 徳治(自民)

請願、陳情の審査

請願

第188号 老人福祉対策の件 (採択)

一般議事

- ① 民生部長から、民生部の機構改革について説明を聴取の後、

合坪委員(社会)から、機械的な係の分割でなく体制を強化するよう事務面の対処方、

大石委員(社会)から、保険課、国保課の分離した場合の道民に対する接遇態度の配慮方等について意見および要望があつた。

- ② 医師、医療従事技術者の確保対策に関する要望意見に関する中央折衝の実施についてははかり、異議なくそのことに決定、派遣委員および実施時期については、委員長に一任することとした。

- ③ 民生部長から、厚生年金会館の用地取得について説明を聴取の後、

新川委員(社会)から、取得手続の全部完了の有無等について質疑、民生部長から答弁。

- 5月2日 午前11時13分、第9委員会室において開議、
午前11時40分散会、委員長 岩田 徳治(自民)

請願、陳情の審査

請願

第158号 公衆浴場業の適正距離等の件 (保留)

第205号 食品衛生等に関する件 (採択)

一 般 議 事

① 委員長から、医師、医療従事技術者の確保対策に関する中央折衝の経過について報告書により報告、異議なくこれを了承。

② 衛生部長から、新札幌団地における水道事業に関し説明を聴取の後、

大石委員(社会)から、現在の除鉄装置の適否および完成時期、

新川委員(社会)から、建築部との水道事業の事前協議の結果

について質疑および要望があり、衛生部長から答弁。

③ 昭和44年度厚生省予算北海道枠に関する中央折衝および道内における民生、衛生事情調査を実施することについてはかり、異議なくそのことに決定、実施時期および派遣委員については委員長に一任することとした。

④ 民生部長から、生活保護法上の収入認定に対する通達について説明を聴取の後、

大石委員(社会)から、出産祝金のような臨時的なものの取り扱い方法、

合坪委員(社会)から、収入認定の限度額、家庭単位の取り扱い

について質疑、民生部長および保護課長から答弁。

○5月27日 午前11時57分、第9委員会室において開議、
午後零時27分散会、委員長 岩田 徳治(自民)

請願、陳情の審査

請 願

第158号 公衆浴場業の適正距離等の件
(取り下げ)

第228号 公衆浴場業の適正距離等の件
(継続審査)

商工労働委員会

○4月1日 午後1時25分、第2委員会室において開議、
午後1時35分散会、委員長 湯田 倉治(社会)

一 般 議 事

① 労働部長および労政課長から、「中小企業賃金実態調査報告書」の概要について説明を聴取の後、

玉村委員(自民)から、中高年齢者が増え、若年労働者が減っている実態にどう対処するか、若年労働者の道外流出の防止方、今後の労働情勢に関し、職業訓練関係の内容の説明方、

小川委員(自民)から、事業内職業訓練に関する奨励制度に対する他府県の状況の調査方、

委員長から、安全サービス衛生センターの設置場所決定の有無ならびに新卒者就職状況の判明時期等について質疑、意見および要望があり、労働部長から答弁。

② つぎに4月17日から5月6日まで東京都晴海で開催の第8回国際見本市を視察することをはかり、異議なくそのことに決定、派遣委員、日程等については委員長に一任することとした。

○5月7日 午前11時10分、第2委員会室において開議、
午前11時41分散会、委員長 湯田 倉治(社会)

一 般 議 事

① 商工部長から、商工部の機構の一部改正について説明を聴取。

② 商工部長から、市乳値上げ問題に関するその後の情勢について説明を聴取の後、

笠島委員(社会)から、道としての行政指導並びに還元措置の割合、

浜村委員(社会)から、値上げ分の還元方法、委員長から、農協の牛乳販売を含め本問題についての意見

等について、質疑、意見および要望があり、商工部長から答弁。

③ 労働部長から、旭川職業訓練所の科の増設、人材銀行ならびに北海道安全衛生サービスセンターの設置経過について説明を聴取の後、

委員長から、サービスセンターの医師の確保等について質疑、労働部長から答弁。

④ 労働部長から、共同職業訓練団体等に対する都道府県の助成状況および昭和44年3月新規学卒者の就職状況調について説明を聴取。

本日聴取した陳情

月形町における高度化資金導入反対について

妹尾 栄氏

○5月26日 午前10時44分、第2委員会室において開議、
午前10時53分散会、委員長 湯田 倉治(社会)

一 般 議 事

① 労働部長から、昭和44年第1回臨時会提案予定案件(北海道日雇労働者就職促進等助成条例の一部を改正する条例案)について説明を聴取の後、

委員長から、条例改正案の解釈

について質疑、労働部長から答弁。

農務委員会

○4月1日 午後1時35分、第7委員会室において開議、
午後2時25分散会、委員長 堀田 毅(自民)

一般議事

- ① 三上委員(自民)から、43年度加工原料乳生産者補給金の確保および44年度乳価の要望に関する中央折衝の経過について報告、異議なくこれを了承、ついで農務部次長から、44年度保証価格の決定内容について説明の後、

三上委員(自民)から、生産者団体の製品買い上げと限度数量の改訂を考慮した行政指導の強化

について意見および要望、新村委員(社会)、小堀委員(社会)および亀井委員(社会)からそれぞれ意見の交換があり、委員長から各委員の意見を検討のうえ対処方要望、ついで、

大方委員(社会)から、乳糖、カゼイン、粗製チーズ等が還元乳にかわる割合、

笠井委員(社会)から、2億2,000万円の配分方法および44年度限度数量改訂の見通し

について質疑、意見および要望があり、農務部次長から答弁。

- ② 農務部次長から、44年度てん菜最低生産者価格の要望内容について説明の後、

新村委員(社会)から、運賃の試算方法

について質疑、てん菜特産課長から答弁。

- ③ 44年度てん菜最低生産者価格要望に関する中央折衝の実施についてはかり、異議なくそのことに決定、実施時期、派遣委員については、委員長に一任することとした。

○5月7日 午前11時17分、第7委員会室において開議、
午後1時15分散会、委員長 堀田 毅(自民)

一般議事

- ① 高橋(正)委員(自民)から、ささに実施した44年度てん菜最低生産者価格等に関する中央折衝の経過について報告、異議なくこれを了承、ついで、関連して、農務部長から、44年度てん菜最低生産者価格の決定内容について説明。

- ② 農務部長から、てん菜製糖工場の設置に関する経過について説明。

- ③ 大方委員(社会)から、米作に関し、稲作転換の見通し、本年の作付けおよび収量の平年比予測、作目転換に対する基本的方策、米の道外移出に対する考え方と今後の方策、米の保管責任の所在および倉庫等確保の

働きかけ、輸送に対する考え方、米の保管条件と本年度融資との関連、道産米の評価に対する所見および対策、本州米搬入を要請したことの見解、自主流通米と産地銘柄に対する対応策、品種改良に対する具体策、配給協議会発足の必要性、ヤミ米の掌握状況、新米、古米の混合率の掌握と指導、道の農民を守る立場の堅持等、

小堀委員(社会)から、斜網地区の麦の予約売買の本年の指導数量と契約方法および措置の見通し、原種農場の43年度予算と収入の状況および44年度の見通し、人夫賃等の予算措置の必要性

について質疑、意見および要望があり、農務部長、農業経済課長および農産園芸課長から答弁。

- ④ 奥野(善)委員(自民)から、米価に関する中央折衝時期等の検討の必要性

について意見があり、委員長から応答。

建設委員会

○4月1日 午後1時51分、第4委員会室において開議、
午後2時33分散会、委員長 池田 金助(自民)

請願、陳情の審査

請願

第121号 更別村地内道道の改良工事促進の件

(採択)

陳情

第139号 札幌市内道道西野真駒内停車場線に交通安全施設設置の件

(採択)

一般議事

- ① 北海道防寒住宅建設等促進法の改正に関する中央折衝を行なうことをはかり、異議なくそのことに決定、派遣委員、日程等については、委員長に一任することとした。

- ② 建築部長から、北海道防寒住宅建設等促進法の改正に対する北海道試案について説明を聴取の後、

渡辺(省)委員(自民)から、法律要綱案第二でいう防寒住宅とすべき努力規定の具体的意味および考え方について質疑、建築部長から答弁。

- ③ 建築部長から、大麻小学校建設の専決処分予定について説明を聴取の後、専決処分のあり方に関し、渡辺(浩)委員(社会)、津川委員(諸・公正ク)、村本(政)委員(社会)から、それぞれ意見の交換があり、建築部長から答弁。

- ④ 津川委員(諸・公正ク)から、頭首工を転倒式にしなければならない理由および管理上のあい路

について質疑、意見があり、土木部長から答弁。

農地開拓委員会

○4月24日 午前11時7分、第4委員会室において開議、
午前11時37分散会、委員長 池田 金助(自民)

一般議事

- ① 渡辺(省)委員(自民)から、北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正に関する中央折衝の経過について報告の後、建築部長から、本件の事務的内容等について説明を聴取。
- ② 建築部長および土木部次長から、工事請負契約にかかる専決処分(大麻東小学校新築工事外4件)について説明があり、異議なくこれを了承。
- ③ 土木部次長から、美瑛市東美町町常盤台地内における地すべり災害の状況について説明の後、井口委員(社会)から、応急予算措置および復旧対策予算を別途措置して対処することの見解ならびに他地区における道路整備に支障をきたさないよう配慮方について質疑、意見および要望があり、土木部次長から答弁。
- ④ 委員長から、早急に被害地の恒久対策を進めるため、本日委員会終了後現地調査を行なう旨をはかり、異議なくそのことに決定、派遣委員については、委員長に一任することとした。

○5月7日 午後1時37分、第4委員会室において開議、
午後1時55分散会、委員長 池田 金助(自民)

請願、陳情の審査

陳情

第136号 道道西野真駒内停車場の舗装促進の件
(採択)

一般議事

- ① 野中委員(社会)から、美瑛市常盤台地内における地すべり災害状況調査の経過について報告があり、異議なくこれを了承。
- ② 建築部長から、北海道防寒住宅建設等促進法の改正に関するその後の中央情勢について説明の後、委員長から、本件に関し引き続き中央折衝を行なう旨をはかり、異議なくそのことに決定、派遣委員等については委員長に一任することとした。
- ③ 土木部長から、工事請負契約にかかる専決処分(厚岸大橋架橋工事)について説明の後、異議なくこれを了承。

○4月1日 午後1時25分、第3委員会室において開議、
午後1時56分散会、委員長 山田 勲(社会)

請願、陳情の審査

請願

第127号 石狩南部酪農用地開発改良地域調査実施の件 (保留)
第131号 飲雑用水確保の件 (保留)
第176号 造田に対する非補助融資の件 (保留)
第218号 根釧パイロット、ファーム(開拓)負債整理対策実施の件 (保留)

一般議事

- ① 農地開拓部長から、開拓者負債整理対策に関する法案提出について説明の後、二瓶委員(自民)から、プロパー資金および離農者の負債対策、自作農資金で借り換えを措置するということかどうかについて質疑、農地開拓部長から答弁。
- ② 農地開拓部長から、根釧パイロット、ファーム開拓の指導検査について説明の後、木南委員(共産)から、改善指導の現地における受け入れおよび進め方について今後の監督方、岡田(千)委員(自民)から、組合員勘定を開拓パイロットに適用することの合理性について意見および要望があつた。
- ③ 委員長から、開拓者負債整理対策要望に関する中央折衝についてははかり、異議なく実施することに決定、派遣委員および日程については委員長に一任することとした。

○5月2日 午後1時20分、第3委員会室において開議、
午後2時10分散会、委員長 山田 勲(社会)

請願、陳情の審査

請願

第218号 根釧パイロットファーム(開拓)負債整理対策実施の件 (保留)

一般議事

- ① 委員長から、さきに実施した開拓農家負債整理対策に関する中央折衝の経過について報告、異議なくこれを了承、なお、本件に関し、国会の審議状況により中央折衝の実施等について委員長に一任されたい旨をはかり、異議なくそのことに決定。
- ② 農地開拓部長から、部の機構改正について説明の後、

道下委員(社会)から、上川、空知の出張所の設置内容、課の統合、分離内容の妥当性、畑地帯に対する体制の適否と耕地出張所設置の考え、補助事業に対する執行体制の適否

について質疑および意見があり、農地開拓部長から答弁。

- ③ 影山委員(社会)から、南長沼土地改良区の開墾建設補助事業に関し、その後の調査の経過、道独自の調査の必要性、調査の命令時期および土地改良区の調査を待っている理由、手直し工事に対する考え等について質疑、意見および要望があり、農地開拓部長から答弁。

本日聴取した陳情

石狩南部土地利用計画調査の実施について
石狩南部酪農用地開発促進期成会

- 5月27日 午前10時45分、第3委員会室において開議、
午前11時15分散会、委員長 山田 勲(社会)

請願、陳情の審査

請 願

第127号 石狩南部酪農用地開発改良地域調査実施の件 (取り下げ)

陳 情

第147号 石狩南部土地利用計画調査実施の件 (継続審査)

水 産 委 員 会

- 4月1日 午前11時53分、第6委員会室において開議、
午前11時54分散会、委員長事故のため副委員長 武藤 正春(社会)

一 般 議 事

公海上における漁業操業の安全確保に関する中央折衝の実施についてはかり、異議なくそのことに決定。

なお、派遣委員、日程等については委員長に一任することとした。

- 5月7日 午後2時47分、第6委員会室において開議、
午後3時12分散会、委員長 中松 英二(自民)

一 般 議 事

- ① 委員長から、公海上における漁業操業の安全確保に関する中央折衝の経過について報告、異議なくこれを了承。

- ② 水産部長から、日ソ漁業交渉の概要、北洋漁業における洋上診療、43年度漁業統計および機構の一部改革

について説明を聴取の後、

松浦委員(自民)から、日ソ漁業交渉に関し、明年度にむけて積極的対策の検討方等について要望があつた。

文教林務委員会

- 4月1日 午後1時35分、第10委員会室において開議、午後1時42分散会、委員長 渡部 勇雄(社会)

請願、陳情の審査

第131号 道立林業試験場道南試験地を分場に昇格の件 (採択)

一 般 議 事

東委員(自民)から、44年度道立高校等の継続工事の完成見とおし、

西尾委員(自民)から、道北地域の林業試験地に対する考え方

について質疑、教育長および林務部長から答弁。

- 5月2日 午後1時40分、第10委員会室において開議、午後3時10分散会、委員長 渡部 勇雄(社会)

一 般 議 事

- ① 委員長から、さきに実施した昭和44年度体育施設費および国立、国定公園関係予算等に関する中央折衝の経過について報告書により報告、異議なくこれを了承。

- ② 教育長から、道立学校新改築工事および教職員研修センターの工事請負契約締結に関する専決処分について説明を聴取。

- ③ 次に教育長から、教育庁および教育機関の組織機構の一部改正内容について説明を聴取の後、

山下委員(社会)から、大きな機構改革を行なう場合、事後報告だけでなく、事前に話し合われたい旨の意見があつた。

- ④ 林務部長から、美幌市常盤台地区地すべり災害の概況について説明を聴取の後、

山下委員(社会)から、美幌市の工業用水確保に関し、美唄川上流などの調査の有無、具体的な調査に際して、商工部、通産省などの関係機関との連携の方、高橋(辰)委員(自民)から、道道の落石、落木等による被害計算が十分でないので土木部との連携による検討方、

西尾委員(自民)から、治山の総点検の有無等について質疑および意見ならびに要望があり、林務部長、治山課長から答弁。

- ⑤ 林務部長から、保安林の指定解除に関する異議意見書の提出に伴う聴聞の実施について説明を聴取。

特別委員会

総合開発調査特別委員会

○4月2日 午前11時47分、第8委員会室において開議、午後1時10分散会、委員長 深山 和圀(自民)

① 国鉄小駅整理等に関する中央折衝について、4月15日以降に実施することとし、派遣委員については委員長に一任されたい旨をはかり、異議なくそのことに決定。

② 青木委員(社会)から、過疎対策に関し、地域振興対策室設置の経過と運営の見通しおよび過疎対策との関連、市町村振興基金と過疎対策の関連と予算、機構の確立および運用の適正化、北海道減税に関し、その見通しと国に対する折衝の経過および実現の努力方、

井口委員(社会)から、過疎対策に関し、道が取り上げる対策の内容および中間資料の取りまとめ時期、実態調査および基準設定の必要性

について質疑、意見および要望があり、企画部長から答弁、ついで、

大内委員(自民)から、水質基準等の取り扱い窓口について質疑、午後零時23分休憩、午後 零時28分再開、委員長から常任委員会との関連について応答の後、大内委員(自民)から、網走川に対する水質審議会の答申の数値と道水試の研究発表との格差および統一した基準設定の必要性と慎重な対処方、実態調査および調整の考え、

村本(政)委員(社会)から、過疎対策に関し、財政力の的確な把握および地方交付税による 補てんの必要性、へん地との区分等

について質疑、意見および要望があり、企画部長から答弁。

○5月7日 午前11時16分、第8委員会室において開議、午前11時54分散会、委員長事故のため副委員長 改発 治幸(社会)

① 副委員長から、国鉄既設路線の存続等に関する中央折衝を5月11日から実施することとし、派遣委員について委員長に一任されたい旨をはかり、異議なくそのことに決定。

② 企画部長から、新全国総合開発計画の決定経過について説明の後、

青木委員(社会)から、本計画に対する分析、4月16日の自民党開発委員会の内容、本道開発との関連性等について質疑および意見があり、企画部長から答弁。

○5月23日 午前11時9分、第8委員会室において開議、午後零時7分散会、委員長 深山 和圀(自民)

① 井口委員(社会)から、国鉄小駅整理ならびに赤字既設路線の存続整備に関する中央折衝の経過について報告、異議なくこれを了承。

② 委員長から、「新全国総合開発計画」に関する資料の提出があつた旨を報告の後、

青木委員(社会)から、新全国総合開発計画と道開発の調整の方策、自民党開発委員会が了解を与えた影響とその後の情勢、大規模開発プロジェクトにおける累積投資額の積算根拠と地方団体等の負担、各類型の選択方策、地方別総合開発構想にむける人口および生産所得に対する見解等、

井口委員(社会)から、新全総計画と3期計画の独自性、

道下委員(社会)から、農家の経営規模等を検討した計画樹立の必要性

について質疑および意見があり、企画部長から答弁。

石炭対策特別委員会

○4月2日 午前11時30分、第8委員会室において開議、午前11時45分散会、委員長 福島 新太郎(自民)

① 商工部長から、明治鉱業関係の閉山に関するその後の情勢について説明の後、

武藤委員(社会)から、雄別炭鉱合理化に関し、地元関係者との話し合い方、太刀別炭鉱に対する対策の検討方、沼田、白糠の新会社設立に対する話し合い方、山下委員(社会)から、労務者の引き抜き防止策の強化について意見および要望があつた。

② 委員長から、今後の情勢に応じ、中央折衝その他の措置について理事会に一任されたい旨をはかり、異議なくそのことに決定。

○4月5日 午前11時58分、第10委員会室において開議、午後1時散会、委員長 福島 新太郎(自民)

開議に先立ち、去る4月2日発生の雄別炭鉱茂尻鉱におけるガス爆発事故による犠牲者のめい福を祈るため、もくとうを行なつた。

① 山下副委員長(社会)から、茂尻鉱ガス爆発事故発生に関する緊急理事会の開催と対策の概要について報告の後、小川委員(自民)から現地調査結果について報告。

② 商工部長、労働部長、民生部長、国民年金課長、衛生部長から、茂尻鉱ガス爆発事故の概要ならびに措置対策等について説明の後、

湯田委員(社会)から、鉱区の調整に対する道の作業

状況、事故の原因と究明、更に現地滞在し、遺族の就職あつせん対策を推進することの見解、医師の派遣に対する考え方、

武藤委員(社会)から、直轄組夫と下請組夫との格差是正および補償金対策、雄別炭鉱全体の存置態勢についての道のかまえ、産炭地に対する医師配置の検討方、

山下副委員長(社会)から、緊急医療動員体制の検討方

等について質疑、意見および要望があり、商工部長、労働部長、衛生部長から答弁。

- ③ 炭鉱保安確保に対する要望書を国に対し提出することとし、案文等については理事会に一任することに決定、つづいて本件に関する中央折衝のため委員を派遣することとし、日程等については委員長に一任することとした。

- ④ 4月7日の合同慰霊祭に委員会を代表し委員長が出席することに決定。

本日聴取した陳情

- (1) 雄別炭鉱茂尻鉱の災害対策について

赤 平 市 長

- (2) 雄別炭鉱の再建対策について

阿 寒 町 長

○5月7日 午後3時55分、第8委員会室において開議、午後4時45分散会、委員長事故のため副委員長 山下 策雄(社会)

- ① 川合委員(社会)から、炭鉱保安確保に関する要望ならびに石炭対策に関する中央折衝の経過について報告、異議なくこれを了承。

- ② 商工部長から、明治鉱業、その他中小企業炭鉱の閉山について説明を聴取の後、

湯田委員(社会)ならびに武藤委員(社会)から、退職者の退職金に関する融資、金利、利子補給

について質疑および意見があり、商工部長から答弁、ついで副委員長から、本件について理事会で更に検討する旨を発言。

- ③ 労働部長から、雄別炭鉱茂尻鉱業所の事故家族の動向調査、太刀別ならびに本岐鉱の閉山退職者対策、第4次石炭答申以降の炭鉱閉山による離職者の就職状況について説明を聴取の後、

湯田委員(社会)から、住宅、転職問題

について質疑ならびに要望があり、労働部長から答弁。

- ④ 副委員長から、産炭地振興に関する中央折衝をはかり、異議なく実施することに決定。

○5月26日 午後零時57分、第8委員会室において開議、午後2時10分散会、委員長 福島 新太郎(自民)

- ① 小川委員(自民)から、住友歌志内鉱災害に関する視

察、山下委員(社会)から産炭地振興に関する中央折衝の経過と概要について報告、異議なくこれを了承。

- ② 商工部長ならびに労働部長から、住友歌志内鉱災害状況および遺族の援護状況について説明を聴取の後、

川合委員(社会)から、国ならびに道の保安対策および遺族対策、

高橋(俊)委員(社会)から、ガス突出事故と保安対策、湯田委員(社会)ならびに武藤委員(社会)から、保安行政の通産省所管の是非

等について質疑、意見および要望があり、商工部長ならびに労働部長から答弁、ついで、委員長から、炭鉱保安確保に関する要望意見書案を明日開会の臨時議会に提出すること、案文については理事会に一任されたい旨ならびに中央折衝についてはかり、異議なくそのことに決定。

- ③ 労働部長から、合理化閉山にかかる炭鉱離職者の措置状況について説明を聴取の後、

武藤委員および湯田委員(社会)から、明治本岐鉱の閉山決定以前の自衛隊の募集問題、

山下副委員長(社会)から、中、高年齢層の職業訓練等について質疑ならびに要望があり、労働部長および商工部長から答弁。

本日聴取した陳情

茂尻鉱の分離、縮小、新会社設立に伴う要望について
茂尻炭鉱労働組合執行委員長

住宅供給公社土地取得問題 に関する調査特別委員会

○3月13日 午後5時46分、第8委員会室において開議、午後6時4分散会、委員長 中山 信一郎(自民)

正副委員長の互選

- ① 杉本(栄)臨時委員長(自民)から、委員長互選の方法についてはかり、湯田委員(社会)の動議により指名推選の方法により中山委員(自民)を委員長に選出。

- ② 委員長から、副委員長互選の方法についてはかり、宮本委員(自民)の動議により指名推選の方法により大石委員(社会)を副委員長に選出、午後5時53分休憩、午後6時2分再開。

- ③ 本委員会の運営にあたり、自民、社会両党より各2人、計4人の理事を選出し、その協議により運営していくことに決定、理事に自民党、倉増委員および深山委員、社会党、湯田委員および亀井委員を選任。

○3月14日 午後5時58分、第8委員会室において開議、午後6時21分散会、委員長 中山 信一郎(自民)

民)

- ① 委員席については現在着席のとおりとすることを決定。
- ② 委員長から、本委員会の今後の運営等に関する理事会の協議結果について報告の後、(1)委員外議員の発言(1 文書により、内容を明らかにした質疑通告をすることとし、内容は理事会において検討する。2 発言は、委員会委員の質疑終了後に行なうこととし、発言時間は理事会において検討する。なお資料の要求は認めない。)(2)委員の交替(原則として認めない。)(3)資料の要求(文書により要求することとし、あらかじめ理事会において検討をし、委員会の決定により行なう。)以上の事項を本委員会の申し合わせ事項とすることを決定。
- ③ 今後の委員会の審査日程については、本会議における一般質問続行中は毎日理事会を開催し、休会中は毎日、委員会を開催することを原則として運営していくことに決定。
- ④ 要求資料についてはかり、作田(自民)、湯田(社会)、渡辺(浩)(社会)、大石(社会)、亀井(社会)、倉増(自民)の各委員から、それぞれ意見の交換等があり、委員長から応答、建築部長から答弁の後、異議なく、「金野ビル建設並びに土地の得喪の経過について」外13項目を議長を通じ資料の提出を要求することに決定。

○3月18日 午後3時24分、第8委員会室において開議、午後3時26分散会、委員長 中山 信一郎(自民)

- ① 委員長から、3月14日の委員会において要求した資料は17日提出があり直ちに各委員等に配付済みである旨を報告。
- ② つぎに資料要求に関する理事会の確認事項(資料要求は土地取得の範囲に限るものとし、その他に関する資料は議員の調査活動の範囲内において理事者に要求する。)について報告。
- ③ 明19日、20日の両日は委員会を開かず提出資料の調査日とし、22日、24日に委員会を開催することとした。
- ④ 渡辺(浩)委員(社会)から、資料調査のための書面審査室の設置方、湯田委員(社会)から、副知事の本委員会出席日について、それぞれ発言、委員長から応答。

○3月22日 午後零時40分、第8委員会室において開議、午後3時5分散会、委員長 中山 信一郎(自民)

- ① 建築部次長から、先に配付した書類の一部訂正方について説明があり、異議なくこれを了承。
- ② 道が実施した「北海道住宅供給公社の土地取得状況調査結果報告」に対する質疑に入り、大石(社会)、湯田(社会)、渡部(勇)(社会)、笠島(社会)、亀井(社会)、渡辺

(浩)(社会)の各委員から、公社の業務執行体制、土地取得に関し、取得用地の選定、仲介人が介在した事情とその原因、価格算定の基礎および根拠、租税特別措置法適用の問題、土盛り工事等附帯工事に関する契約、工事施行状況および工事代金授受の実態、公社の役員を兼職する道職員に対する退職金の支払と地公法抵触等の諸問題について質疑および意見等があり、副知事(那須)、建築部長、同部次長、宅地課長から答弁。

- ③ 渡辺(浩)(社会)および湯田(社会)の両委員から、委員会の運営について発言、委員長から応答。

○3月24日 午後2時16分、第8委員会室において開議、午後2時21分散会、委員長 中山 信一郎(自民)

- ① 副知事(那須)から、一昨日の委員会における亀井委員の質疑にかかる答弁保留部分について答弁があり、亀井委員(社会)から発言。
- ② 亀井委員(社会)から、住宅供給公社の土地取得問題についてさらに審議を深めるため、地方自治法第100条に基づく関係人の出頭および証言ならびに記録の提出を請求できる権能を当委員会に付与する必要があると判断されるので、本委員会でこれを決定の上所定の手続をとられたい旨の提案があり、委員長これをはかつて異議なく、決議案を本委員会所属議員の発議により、議長に提出することに決定。

○3月25日 午後5時7分、第8委員会室において開議、午後5時10分散会、委員長 中山 信一郎(自民)

- ① 委員長から、3月28日の委員会に証人として出頭すべき者についてはかり、異議なく、証人として道住宅供給公社理事長高元隆吉氏、同専務理事伊藤稔氏を、また、29日以降の委員会には常任理事工藤忠吾氏、監事高瀬藤三郎氏、総務部長塚田栄次郎氏、業務部長中村政雄氏、建設部長大内一男氏の5人をそれぞれ委員会に出頭するよう議長を通じ申し出ることに決定。
- ② つぎに証人に対し証言を求める事項についてはかり、「公社の運営方針並びに業務内容について」ほか8項目とすることに決定。
- ③ 委員外議員の証人出頭請求および証人に対する尋問は認めないことを本委員会の申し合わせ事項とすることに決定。

○3月28日 午前11時35分、第1委員会室において開議、午後7時29分散会、委員長 中山 信一郎(自民)

- ① 書面審査ならびに資料の提出問題等について亀井委員(社会)から発言の後、本件に関連して、湯田(社会)、

林(自民)、大石(社会)、倉増(自民)、渡部(勇)(社会)、渡辺(浩)(社会)、笠島(社会)の各委員から意見の交換等があり、理事会でさらに協議することとした、午後零時18分休憩、午後零時20分再開。

- ② 委員長から、証人として出頭した高元証人に対し、氏名、住所、年齢、職業等を確認した後、注意条項のべ、引き続き高元証人から宣誓があつて、「公社の運営方針並びに業務内容について」ほか8項目について尋問、午後零時59分休憩、午後2時35分再開、休憩前に引き続き高元証人に対する尋問を行ない、明29日も尋問を続行することに決定、午後4時4分休憩、午後7時23分再開。
- ③ 本日尋問予定であつた証人伊藤稔氏については、委員会運営の都合上、明29日出頭を求めることに変更決定。

○3月29日 午前11時24分、第1委員会室において開議、午後6時31分散会、委員長 中山 信一郎(自民)

- ① 資料要求の取り扱いについては本委員会において後刻検討することに決定。
- ② 昨日に引き続き高元証人に対する尋問を行ない、午後零時19分休憩、午後2時58分再開、休憩前に引き続き高元証人に対する尋問を続行し終了、午後5時49分休憩、午後5時59分再開。
- ③ 昨日の委員会において決定をみている伊藤証人の出頭については、委員会運営の都合上、4月2日出頭を求めることに変更決定、なお、証言を求める事項については、さきの決定事項と同様とし、その内容、詳細については理事会で協議成案の上、本委員会で決定する扱いとした。
- ④ 亀井委員(社会)から、昭和42、43年度における民有地買取にかかわる関係書類の提出方について要求があり、このことに関連して各委員から意見等があり、本件について議長を通じ提出を求めることに決定。

○3月31日 午後7時39分、第1委員会室において開議、午後7時46分散会、委員長 川口 常一(自民)

- ① 大石副委員長(社会)から、中山委員長より、委員長の辞任願いが提出されている旨をのべ、ついで委員長の辞任許可についてはかり、異議なく許可することに決定。
- ② 副委員長から、委員長互選の方法についてはかり、亀井委員(社会)の動議により指名推選の方法により、川口委員(自民)を委員長に選出。
- ③ 委員長から、3月29日の委員会において要求の記録は、本日議長あてに提出があつた旨ならびに本記録は

調査課に保管し、必要に応じて委員から書面審査室において閲覧されたい旨を報告。

- ④ 住宅供給公社土地取得問題に関する調査の件については閉会中もなお継続調査の要があることを議長に申し出ること決定。
- ⑤ 本委員会の調査経費について44年度中300万円以内とする決議案を発議することに決定。
- ⑥ さきの委員会において4月2日出頭を求めていた伊藤証人については、委員会運営の都合上、4月3日出頭を求めることに変更決定。
- ⑦ 委員長から、中山委員(自民)から、本委員会の委員辞任の申し出があつた旨を報告の後、辞任願を議長に提出することを了承。

○4月2日 午後3時9分、第1委員会室において開議、午後5時28分散会、委員長 川口 常一(自民)

- ① 3月31日の本会議において中山委員の辞任に伴い、後任に五十嵐議員(自民)が補欠選任されたことにより、委員席を現在着席のとおり一部変更することに決定。
- ② 本委員会の使命の明確化、記録および資料要求、証言を求める事項の内容、主尋問の取り扱い等委員会運営に関する諸問題について各委員間で意見の交換を行なつた後、代表者会議において協議することに決定。
- ③ 4月3日に委員会出頭要求を決定していた伊藤証人については、委員会運営の都合上、4月4日出頭を求めることに変更決定。

○4月3日 午後1時15分、第1委員会室において開議、午後1時45分散会、委員長 川口 常一(自民)

- ① 委員長から、本委員会の運営問題に関する代表者会議の協議結果(今後は、従来と同じように理事会を成立させることを確認)を報告の後、主尋問は、従来と同様の方法により行なうこと、証言を求める事項は証人が理解できる程度の細目とすることならびに伊藤証人に対する証言を求める事項の細目については、理事会に一任する、以上の事項について確認することをはかり、異議なくそのことに決定。
- ② 滝沢委員(自民)から、調査事項の理解度、尋問内容のわかる仕組み等について発言、このことに関連して、各委員間で意見の交換が行なわれた。

○4月4日 午前11時10分、第1委員会室において開議、午後5時8分散会、委員長 川口 常一(自民)

- ① 伊藤証人に対する証言を求める事項の細目については、理事会で決定のとおりとすることに決定。
- ② 委員長から、本日証人として出頭した伊藤証人に対

し、氏名、住所、年齢、職業等を確認した後、注意条項をのべ、引き続き伊藤証人の宣誓を行ない、「公社の担当業務関係について」ほか10項目について尋問、午後1時6分休憩、午後2時30分再開、休憩前に引き続き伊藤証人に対する尋問を行ない、明5日も尋問を続行することに決定。

- ③ 笠島委員(社会)からの記録提出要求の取り扱いについて理事会で協議することに決定。

○4月5日 午前11時16分、第1委員会室において開議、午後4時15分散会、委員長 川口 常一(自民)

- ① 昨日に引き続き伊藤証人に対する尋問を行ない、これを終了して、午後1時43分休憩、午後4時11分再開。
- ② 委員長から、3月29日の委員会において尋問した高元証人から証言の一部訂正申し出があつた旨を報告の後、大石委員(社会)から発言があつた。
- ③ 売買実例を表示してある図面ほか2項目の記録提出要求を議長を通じ要求することとし、提出期限を4月7日正午までとすることに決定。
- ④ 証人として出頭すべき者についてはかり、異議なく4月9日に住宅供給公社業務部長中村政雄氏、同総務部長塚田米次郎氏の両氏をそれぞれ本委員会に出頭するよう議長を通じ申し出ること決定。
- ⑤ 証人に対し証言を求める事項は、「取得土地の選定ならびに契約の具体的内容について」ほか6項目とすることに決定。
- ⑥ 明6日および7日は記録の審査日とし、次回委員会を4月9日に開会することに決定。

○4月9日 午前11時20分、第1委員会室において開議、午後6時16分散会、委員長 川口 常一(自民)

- ① 委員長から、4月4日尋問の伊藤証人から証言の一部訂正の申し出および4月5日要求の記録の提出ならびに4月5日尋問の伊藤証人から、一部保留した証言について4月8日文書回答があつた旨をそれぞれ報告。
- ② 本日証人として出頭した中村証人に対し氏名、住所、年齢、職業等を確認した後、注意条項をのべ、ついで中村証人の宣誓を行ない、取得土地の選定ならびに契約の具体的内容ほか6項目について尋問を行ないこれを終了し、午後1時37分休憩、午後3時24分再開。
- ③ 4月9日に委員会出頭要求を決定していた塚田証人については、委員会運営の都合上、4月10日に出頭を求めることに変更決定。ついで、委員会の運営等について各委員から意見の交換等があり、林委員(自民)から申し出の証人喚問手続きに関する法律上の疑義および証人喚問記録提出要求については理事会において協議することに決定。

○4月10日 午後4時1分、第1委員会室において開議、午後4時2分散会、委員長 川口 常一(自民)

委員長から、前回の委員会において10日に出頭を求めることに変更決定していた塚田証人を委員会運営の都合上、4月11日に出頭を求めることの変更についてはかり、異議なくそのことに決定。

○4月11日 午後1時4分、第1委員会室において開議、午後5時33分散会、委員長 川口 常一(自民)

- ① 委員長から、委員会運営上の法律上の疑義については、事務局をして照会させるなどの適切な措置をとらせることをはかり、異議なくこれを承し、委員会運営は従来どおりとすることとした。
- ② 本日証人として出頭した塚田証人に対し、住所、氏名、年齢、職業等を確認した後、塚田証人より宣誓を行ない、「取得土地の選定ならびに契約の具体的内容について」ほか6項目について尋問、これを終了して、午後4時25分休憩、午後4時38分再開。
- ③ 委員長から、12日の委員会終了後、現地調査を実施することについてはかり、異議なくそのことに決定、調査場所等については理事会において協議することとした。
- ④ 委員会運営、記録の提出等の問題について各委員間で意見の交換があつた後、記録および資料の提出要求については理事会において協議することを決定。

○4月12日 午後2時55分、第1委員会室において開議、午後2時58分散会、委員長 川口 常一(自民)

- ① 現地調査の実施についてはかり、委員会散会后、手稲地区西野、同金山団地、同稲穂第1、第2団地、売買実例場所、北野団地等を視察調査することに決定。
- ② 昭和44年度以降宅地造成事業計画一覧表ほか5項目の記録の提出を議長を通じ要求することに決定。
- ③ 証人として出頭すべき者についてはかり、異議なく4月16日の委員会に札幌市手稲前田、佐藤繁治氏および札幌市清田210の233、春木政明氏の両氏を、また、4月17日の委員会に札幌市手稲宮の沢、丸子秀雄氏および札幌市手稲本町、中村義晴氏の両氏をそれぞれ本委員会に出頭するよう議長を通じ申し出ること決定。
- ④ 証人に対する証言を求める事項についてはかり、異議なく、仲介人との折衝経緯ほか15項目とすることに決定。
- ⑤ 13日ないし15日は記録の審査日とし、次回委員会は4月16日に開会することに決定。

○4月16日 午後2時16分、第1委員会室において開議、午後5時25分散会、委員長 川口 常一(自民)

- ① 委員長から、12日の委員会において要求の記録は15日提出があつた旨を報告。

- ② つぎに本日証人として出頭を求めている佐藤繁治氏から、健康上の理由により本日出頭できなく18日出頭する旨の申し出があつた旨を報告。
- ③ 委員長から、本日証人として出頭した春木証人に対し、氏名、住所、年齢、職業等を確認した後、注意条項をのべ、引き続き春木証人より宣誓を行ない、「北野地区の山崎氏他数人所有の土地売買に関して公社との折衝の経緯」ほか2項目について尋問を行ない、これを終了し、午後3時11分休憩、午後5時21分再開。
- ④ 委員長から、11日の委員会における林委員(自民)の発言の中で穩当を欠く言辞があり、今後注意されたい旨をのべた。

○4月17日 午前10時50分、第1委員会室において開議、午後3時39分散会、委員長 川口 常一(自民)

- ① 委員長から、本日証人として出頭した丸子証人に対し、氏名、住所、年齢、職業等を確認した後、注意条項をのべ、引き続き丸子証人より宣誓を行ない、「手稲稲穂第1団地の本人所有の土地売買に関する経緯」ほか4項目について尋問を行ないこれを終了。
- ② 証人として出頭をすべき者についてはかり、異議なく、18日の委員会に、札幌市琴似24軒316番地、竹内甫氏、札幌市手稲稲穂322番地、保谷賢一氏の両氏を、また、4月19日以降の委員会に、札幌市手稲星置164番地、手倉森利作氏および札幌市手稲西野158番地、向野教治氏の両氏をそれぞれ委員会に出頭するように議長を通じ申し出ること決定。
- ③ 証人に対し証言を求める事項についてはかり、異議なく、「土地売買実例の調査について」ほか19項目とすることに決定、午前11時26分休憩、午後2時16分再開。
- ④ 委員長から、本日証人として出頭した中村証人に対し、氏名、住所、年齢、職業等を確認の後、注意条項をのべ、引き続き、中村証人より宣誓を行ない、「手稲稲穂第2団地の土地買収に関連して所有者との関係について」ほか5項目について尋問を行ない、これを終了。

○4月18日 午前10時37分、第1委員会室において開議、午後3時35分散会、委員長 川口 常一(自民)

- ① 委員長から、本日証人として出頭の竹内証人に対し、氏名、住所、年齢、職業等を確認した後、注意条項をのべ、ついで竹内証人より宣誓を行ない、豊平東部農協北野団地の売買交渉経過ほか4項目について尋問を行ない、これを終了して、午後零時37分休憩、午後2時12分再開。
- ② つぎに保谷証人に対し、氏名、住所、年齢、職業等の確認を行ない、保谷証人より宣誓があつて、稲穂団地の土地売買の経緯ほか3項目について尋問を行な

い、これを終了。

- ③ 今後の委員会の運営についてはかり、異議なく19日および21日は記録の審査日とし、次回委員会を4月22日に開会することに決定。
- ④ 19日以降の委員会に出頭証言を求めている手倉森および向野両証人については22日に、またさらに健康上の理由で出頭延期となつていた佐藤証人については22日に、それぞれ委員会において尋問を行なう旨議長を通じ申し出ること決定、なお、佐藤証人に対する証言を求める事項について一部変更することを了承。

○4月22日 午前11時10分、第1委員会室において開議、午後3時33分散会、委員長 川口 常一(自民)

- ① 委員長から、本日証人として出頭した手倉森証人に対し、氏名、住所、年齢、職業等を確認した後、注意条項をのべ、ついで手倉森証人より宣誓を行ない、金山団地所在の本人所有の土地売買に関する経緯ほか5項目について尋問を行ない、これを終了。
- ② 林委員(自民)から、手倉森氏から上田道行氏あての念書ほか3項目にかかる資料の要求方について発言、本件の取り扱いを理事会に一任することとした、午前11時59分休憩、午後1時19分再開。
- ③ つぎに証人として出頭した向野証人に対し、氏名、住所、年齢、職業等を確認した後、注意条項をのべ、ついで向野証人より宣誓を行ない、手稲西野団地の本人所有の土地売買に関する経緯に関し、特に仲介人および公社との折衝の経過ほか4項目について尋問を行ない、これを終了して、午後2時35分休憩、午後2時53分再開。
- ④ つぎに証人として出頭した佐藤証人に対し、氏名、住所、年齢、職業等を確認した後、注意条項をのべ、ついで佐藤証人より宣誓を行ない、自己所有の土地売買に関する公社との折衝経過ほか3項目について尋問を行ないこれを終了。

○4月23日 午後4時7分、第1委員会室において開議、午後4時10分散会、委員長 川口 常一(自民)

- ① 委員長から、4月18日札幌市中の島1の6、田辺健一氏から委員長に対し、証人として喚問してほしい旨の嘆願書の送付があり、理事会において検討の結果、現時点において必要がないと決定した旨を報告、異議なくこれを了承。
- ② つぎに4月9日、林委員から出頭要求のあつた札幌市税務部長の証人喚問および記録の提出要求については、これを取り下げる旨の申し出があり、取り下げの扱いとする旨を報告。
- ③ 記録の提出要求についてはかり、異議なく、「手倉森

利作氏から上田道行氏あてに書かれた坪単価4,800円
で売買することに合意した内容の昭和43年10月29日付
の念書」ほか4項目の記録提出を要求することに決
定。

○4月25日 午後5時37分、第1委員会室において開議、
午後5時38分散会、委員長 川口 常一(自民)

- ① 委員長から、林委員の会派変更届けに伴う措置方
について議長に申し出ることをはかり、異議なくそのこ
とに決定。
- ② 今後の委員会運営についてはかり、明26日から5月
7日まで記録の調査日とし、次回委員会を5月8日に
開会することに決定。

○5月8日 午後5時41分、第1委員会室において開議、午
後5時43分散会、委員長 川口 常一(自民)
委員長から、今後の委員会運営についてはかり、異
議なく明9日および10日は記録の調査日とし、自後の
議事進行については10日理事会を開き協議することと
し、次回委員会を12日に開会することに決定して直ち
に散会。

○5月12日 午後5時2分、第1委員会室において開議、午
後5時11分散会、委員長 川口 常一(自民)

- ① 委員長から、4月25日の委員会において議長に善処
方要求を決定し申し入れをしていた林委員の委員資格
問題について、本日議長より通知があつた旨を報告。
- ② つぎに4月23日の委員会において提出要求を決定し
た道住宅供給公社にかかわる記録中、手倉森利作氏に
対する記録が4月26日提出また、上田道行氏にかかる
分は道警に提出中との回答があつた旨を報告。
- ③ 4月5日尋問の伊藤証人から、「地主、公社役職員面
接調書」について一部訂正と整備をしたい旨の申し出
があつた旨を報告。
- ④ 本委員会の今後の運営についてはかり、宮本委員
(自民)から、調査結果に関し、委員会報告に盛るべき
項目も多岐にわたるため、委員会における討議の素材
とするための整備、取りまとめを正副委員長および理
事に一任されたい旨の動議が提出され、賛成あつて動
議成立、このとき林委員(純正無)から、議事進行発言
があり、委員長から応答、また、湯田委員(社会)から、
宮本委員の動議については、質疑、討論を省略し、直
ちに採決されたいとの動議が提出され、賛成あつて動
議成立、挙手採決の結果、挙手多数(純正無反対)に
て本動議のとおり決定。

○5月15日 午後2時11分、第1委員会室において開議、午

後2時12分散会、委員長 川口 常一(自民)
委員長から、5月12日の委員会において、正副委員
長および理事に一任されている討議の素材とするため
の整備、取りまとめについては13、14の両日にわたり
精力的に取り組んでいるが、資料膨大のため完了して
いなく、本日も続行中である旨の報告があつて、直ち
に散会。

○5月16日 午後5時52分、第1委員会室において開議、午
後5時53分散会、委員長 川口 常一(自民)
委員長から、本委員会における討議の素材とするた
めの整理、取りまとめについて鋭意努力中である旨の
報告があつて直ちに散会。

○5月17日 午前11時30分、第1委員会室において開議、午
後3時22分散会、委員長 川口 常一(自民)

- ① 委員長から、5月12日の委員会において正副委員長
および理事に取りまとめを一任されていた委員会討議
資料(調査した事実および意見)が完了し、本日提出
された旨を報告。
- ② 渡辺(浩)委員(社会)から、当委員会が調査した調査
資料および意見についての資料、また理事会における
経過からして本委員会として設置以来相当の時間をか
け、調査を行ない、多数の証人喚問をし、また理事者
に対する質疑も十分に行なわれたと思路するので本日
をもつて証人出頭要求、記録の提出要求および理事者
に対する質疑を終結されたいとの動議提出があり、賛
成あつて動議成立(このとき林委員(純正無)から議事
進行の発言があつた。)委員長から、本動議を直ちに議
題とし、挙手採決の結果、挙手多数(純正無反対)に
て本動議のとおり終結することに決定。
- ③ 宮本委員(自民)から、討議資料に基づく討議準備の
ための休憩を行ない、討議方法は通告制を採用し、発
言順位は理事会において決定し運営されたいとの動議
が提出され、賛成あつて動議成立、挙手採決の結果、
挙手多数(純正無反対)にて本動議のとおり決定して、
午前11時35分休憩、午後2時8分再開。
- ④ 委員長から、討議資料に基づき調査した事実および
意見を問題とし、作田委員(自民)、笠島委員(社会)、滝
沢委員(自民)、亀井委員(社会)から、それぞれ討議が
行なわれた後、杉本(栄)委員(自民)から、討議の打ち
切りおよび討議資料に盛られた事項を委員会報告書に
挿入することならびに委員会報告書および委員長口頭
報告文については委員長に一任することの動議が提出
され、賛成あつて動議成立、挙手採決の結果、挙手多
数(純正無反対)にて本動議のとおり決定、このとき林
委員(純正無)から議事進行発言があり、委員長から応
答。

- ⑤ 調査経過ならびに結果に基づく決議案の起草を正副委員長および理事に一任し、賛成委員の発議により本会議に提出することを了承。
- ⑥ 委員長から、調査結果報告のための臨時議会招集を議長に申し出ることをはかり、挙手採決の結果、挙手多数(純正無反対)にて申し出ることに決定。

○5月27日 午後零時5分、第1委員会室において開議、午後零時11分閉会、委員長 川口 常一(自民)

- ① 委員長から、4月9日の委員会において事務局をして照会させる等の措置をとらせることとしていた本委員会の運営方法の法的解釈の問題については、配付の照会文のとおり自治省に照会しており、未だ正式回答がないが、回答内容としては「(1)については準用されない。(2)については、前段お見込みのとおり、後段、証人より証すべき事項の要領を通知すれば足りる。(3)についてはお見込みのとおり。」が予定されている旨東京事務所を通じ連絡があつた旨を報告。
- ② 5月17日の委員会において委員長に一任された委員長報告書について議長に提出することをはかり、異議なくこれを了承。
- ③ 林委員(純正無)から、自治省宛照会を発した文書の内容について発言等があり、委員長から応答。
- ④ 本日をもつて、本委員会に付託された調査を終了することに決定し、委員長から調査終了のあいさつがあつて閉会した。



全国都道府県議会議長会

○4月17日 全議会議室において幹事会を開催、次の事項について協議した。

- 1 副会長の補欠選任の方法について
- 2 地方公務員法改正案の審議促進について
- 3 本年度第1回定例会の開催時期について

○4月17日 都道府県会館において臨時会を開催、会長あいさつの後、議事に入り、まず、副会長に埼玉、京都、徳島の各府県議長を補充選任、ついで地方公務員法改正案の審議促進を問題とし、自治省公務員部長、自民党地方行政部会長からあいさつがあつた後、地公法改正法律案の早期成立に関する要望を全会一致決議し、このあと午後の運動方法等を決定して閉会した。

全国都道府県議会議員共済会

○4月17日 全議会議室において理事会を開催、会長あいさつの後、代議員会の運営、監事の補欠選任及び都道府県議会議員共済会定款の一部変更について協議した。

○4月17日 都道府県会館において代議員会を開催、会長のあいさつに引き続き議事に入り、会期を1日間とすることを決定、ついで長野県議長を監事に補欠選任の後、共済会定款の一部変更を全会一致決定して閉会した。

東北7県北海道知事議長合同会議

○4月11日 東京赤坂 プリンスホテルにおいて開催、まず、会長(宮城県知事)の辞任等に伴う後任正、副会長の選任に入り、新会長に山形県知事、副会長に宮城県知事(議会議長の中から選出する副会長1名については会長に一任。)を選任、このあと東北自治協議会規約の一部改正並びに44年度本会一般会計及び特別会計収支予算を会長一任又は原案どおり承認して閉会した。

10都道府県議会議長会

○5月7日、8日の両日、愛知県において開催、つぎの事項について協議し、関係方面に要望することとした。

- 1 北方領土の日本復帰促進について
- 2 精神障害者医療行政の充実について
- 3 自動車排出ガスの規制強化促進について
- 4 亜硫酸ガス排出防止のための施策について
- 5 人口急増地域における郵便配達業務の改善要望について
- 6 自動車損害賠償保障制度における責任保険の最高保険金額引き上げについて
- 7 中小企業等協同組合法の一部改正について
- 8 交通遺児救済制度の確立について
- 9 義務教育施設の整備について
- 10 第2次住宅建設5カ年計画の策定について
- 11 土地開発基金に対する財政援助について

北海道、東北6県議会議長会

○5月14、15日の両日、秋田県において開催、つぎの事項について協議し、関係方面に要望することとした。

- 1 公海上における漁業操業の安全確保について
- 2 北方領土の日本復帰促進について
- 3 国鉄諮問委員会が答申した赤字線の存続について
- 4 「沿岸漁場開発整備法(仮称)」の法制化促進について
- 5 地域農政の展開について
- 6 北海道及び東北新幹線鉄道の整備について
- 7 外国漁船の日本近海における漁業操業水域と漁法の調整確立について
- 8 畑作営農振興資金制度の創設について
- 9 畜産開発のための草地造成等について
- 10 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律における開発指定事業の拡大要望について
- 11 東北新幹線建設の早期実現について
- 12 食糧管理制度の堅持について
- 13 自動車損害賠償保障の充実について
- 14 奥羽本線及び羽越本線の複線化電化の早期実現について
- 15 中小河川の整備の促進について
- 16 国有林野にかかる部分林の分収率の改善について
- 17 旅館等多衆の利用する施設の安全対策推進について
- 18 奥羽、羽越両本線の複線化電化の促進について
- 19 老人医療費の公費負担について
- 20 草地改良事業の補助率引き上げについて

- 21 民有林林道の整備促進について
- 22 国内海洋油田開発に対する新海洋掘さく装置の建造推進並びに開発助成について
- 23 東北縦貫自動車道の建設促進について



全国都道府県議会国鉄
赤字線廃止反対協議会

第1回定例道議会の議
決を経た条例の公布調

○5月28日 都道府県会館において役員会を開催、会長（徳島県議会議長）あいさつの後、全議事務局長から今日までの経過について報告があり、ついで来賓のあいさつに引き続き、今後の運営方針並びに本会予算を原案どおり決定又は承認して閉会した。

件名	議決月日	公布月日 公布番号
風俗営業等取締法施行条例の一部を改正する条例	44.1.23 専決処分	44.1.29 道条例第1号
北海道市町村振興基金条例	44.3.31	44.3.31 道条例第2号
北海道都市計画地方審議会条例	同	同 道条例第3号
北海道北広島団地開発事業に地方公営企業法の規定の一部を適用する条例	同	同 道条例第4号
北海道北広島団地開発事業条例	同	同 道条例第5号
北海道警察組織条例の一部を改正する条例	同	同 道条例第6号
北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例	同	同 道条例第7号
北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例	同	同 道条例第8号
北海道特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	同	同 道条例第9号
北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	同	同 道条例第10号
北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	同	同 道条例第11号
北海道税条例の一部を改正する条例	同	同 道条例第12号
北海道恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例	同	同 道条例第13号
精神衛生鑑定医の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例	同	同 道条例第14号
北海道地方精神衛生審議会条例の一部を改正する条例	同	同 道条例第15号
北海道中小企業設備合理化促進条例の一部を改正する条例	同	同 道条例第16号
北海道家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例	同	同 道条例第17号

北海道水産物検査条例の一部を改正する条例	同	同道条例第18号
北海道林産物検査条例の一部を改正する条例	同	同道条例第19号
北海道営工業用水道料金及び分担金徴収条例の一部を改正する条例	同	同道条例第20号
北海道立農業技術講習所条例を廃止する条例	同	同道条例第21号

第1回臨時道議会の議決を経た条例の公布調

件名	議決月日	公布月日 公布番号
北海道税条例の一部を改正する条例	44.4.9 専決処分	44.4.9 同道条例第22号
北海道職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	44.5.10 同	44.5.10 同道条例第23号
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行条例の一部を改正する条例	44.5.27	44.5.28 同道条例第24号
北海道日雇労働者就職促進等助成条例の一部を改正する条例	同	同道条例第25号

行政実例

○鉱山保安法と県鉱害防止条例との関係

(自治行第83号 昭和43年10月7日
茨城県公害課長宛 行政課長回答)

問 茨城県では公害防止条例(昭41. 条例第53号)が施行されておりますが、条例第2条の規定に基づき汚水または廃液に関する公害の基準を定める場合、鉱山保安法(昭24法第70号)第2条第2項に規定する「鉱山」についても条例の適用があるものと解してよろしいか。

答 お見込みのとおり。

○自動車運転手と「物品を使用している職員」との関係

(自治行第85号 昭和43年10月7日
岡山県監査委員宛 行政課長回答)

問 本県においては、物品の取得、管理および処分の権限を出先事務所に委託し、物品の出納保管については、出納員および物品取扱員(出納員の命を受け、物品の出納保管に関する事務に従事する職員で、所長が任命する。)が行なうこととされている。

自動車については、さらに庁用自動車管理規定によ

り、出先事務所に配置された自動車は当該事務所に於いて管理に関する事務を行なうこととされ、自動車を使用するときは、自動車使用伺簿に使用者および自動車運転員の氏名を記入して所長の承認を受けなければならないこととされている。

この場合、自動車運転員(運転員として雇用され、自動車の乗務を命ぜられている。)は、地方自治法第243条の2に規定する「物品を使用している職員」に該当するか、ただし、自動車運転員は物品取扱員に任命されていない。

該当しないとした場合「物品を使用している職員」は、所長、出納員および物品取扱員のうちいずれか。

答 前段 該当しない。

後段 所長であると解する。

○私立保育園の建設事業費に対する補助金支出の可否

(自治行第86号 昭和43年10月7日
東京都府総務部長宛 行政課長回答)

問 社会福祉法人である私立保育園の建築事業費に対して町が補助金を支出することはできないと思うが、児童福祉法の規定によつて町長が児童の保育を委託している場合には、公の支配に属していると解して、公金を支出することができるかと考えるがどうか。

答 社会福祉事業法第56条の規定に基づき、地方公共団体は、条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し補助金を支出することができる。

○公立病院の医療費の時効

(自治行第92号 昭和43年11月5日
東京都衛生局医務部長宛 行政課長回答)

問 医療費の時効については、既に、昭和34年5月26日付自丁行発第73号をもつて「民法の適用なく5年で消滅する」旨の行政実例を示されておりますが、昭和38年8月の地方自治法改正に伴い現行法第236条第1項は、「……(省略)……他の法律に定めのあるものを除くほか、5年間……(以下省略)」と規定し、昭和38年12月19日付自丁行発第93号の行政実例によると、「他の法律」には民法を含むと解されています。そのため、3年で消滅することに法改正されたという見解(民法第170条第1号適用説)が生じています。5年で消滅するという行政実例の根拠を御教示いただきたい。

なお、民法を適用する見解に、行政実例を変更しないものかについても、あわせて御回報いただきたい。

答 公立病院の医療費は、公の施設の使用料であり、公法関係に基づくものと解されるので、その請求権は公法上の金銭債権として地方自治法第236条第1項の規定が適用されるものである。

なお、昭和34年5月26日付全国都市監査委員長宛回答によつて示した当省の見解は変更されていない。

○戸籍の届出に添付する出産証明等の手数料徴収の可否

(自治行第92号 昭和43年11月5日)
(東京都衛生局医務部長宛 行政課長回答)

問 戸籍法第49条第3項及び第86条第1項にもとづく市町村長への届出書(様式あり)に添付する医師の出産証明及び死亡診断書(死体検案書を含む。)について、手数料を徴収してよいか。

届出義務者の範囲が、親族に限定されていない点(戸籍法第52条、第87条等)、届出義務者が怠つた場合、過料に処せられる点(同法第120条)からみますと、行政目的が強いように考えられます。その点、地方自治法第227条第1項に違反しないかどうか。

答 お見込みのとおり。

○財務に関する抜打ち検閲の可否

(自治行第93号 昭和43年11月6日)
(新潟県総務部長宛 行政課長回答)

問 知事が市町村に対して行なう地方自治法第246条の規定に基づく出納検閲は、同規定に特に実施についての具体的方法が定めてないので、市町村に対してあらかじめ通知をせず、いわゆる抜打ち的に行なう検閲も同規定によつて行ない得ると解してよいか。

答 出納検閲の一般的な方法ではないが、時に不正非違事項の存否を確認する等緊急を要する場合には差支えないものと解する。

○県有建物の除却工事の請負契約と総計予算主義

(自治行第94号 昭和43年11月6日)
(兵庫県出納長宛 行政課長回答)

問 用途廃止をした県有建物の除却工事を請負に付する場合において、当該建物から生ずる残存物件を請負業者に引き取らせることを条件とし、除却工事費から残存物件の見積価格を控除する方式により、除却工事代金を算定し、請負契約を締結することは地方自治法第210条の総計予算主義の原則に反しない適法な契約であるか。

また除却工事費よりも残存物件の見積価格の方が大で解体撤去を条件とする建物の売払契約の場合についてはどうか。

答 前段、後段にいう契約はいずれも締結可能と解する。

○地方公営企業に対する貸付金および出資金

(自治行第94号 昭和43年11月6日)
(兵庫県出納長宛 行政課長回答)

問1 地方公営企業法の適用を受ける県の公営企業に対す

る地方公営企業法第18条の出資金は公有財産台帳に「出資による権利」として計上すべきか。また同法第18条の2の貸付金は債権に計上すべきか。

2 地方公営企業法の適用前に一般会計から繰出した繰出金で、返済の義務を負っているものは(施行令附則(38年10月14日)3)の規定により貸付金相当額とみなすこととなるが、これは、債権と考えるべきか。

3 地方公営企業法の適用があつたときに、県が公営企業に引継いだ財産は出資金として計上すべきか。

答1 前段、後段とも計上の必要はない。

2 1により承知されたい。

3 お見込みのとおり。ただし、公有財産台帳に計上の必要はない。

○職員の特別昇給に対する監査の範囲

(自治行第96号 昭和43年11月7日)
(岐阜県総務部長宛 行政課長回答)

問1 地方自治法第199条第1項の規定による普通監査の監査権は、職員の特別昇給の具体的実施対象、実施基準等には及ばないと考えるがどうか。

2 特別昇給者の名簿の呈示を求めると、昇給基準の具体的適用状況を示す書類等の呈示を求めることは、地方自治法第199条第7項に規定する調査権の範囲に含まれないと考えるがどうか。

答1 及び2 特別昇給に関する実施基準及び具体的実施対象それ自体については一般的に監査の対象とはならないものと解するが、人件費に係る予算の執行の監査について必要があるときは、その限度において監査を実施し、及び必要な資料の呈示を求めることはさしつかえない。

○一般競争入札参加の排除とその措置

(自治行第97号 昭和43年11月7日)
(兵庫県建築部長宛 行政課長回答)

問1 地方自治法施行令第167条の4第2項において、「その事実があつた後2年間一般競争入札に参加させないことができる」と規定されているが、この規定の解釈について、次の点をご教示願います。

(1) 「2年間一般競争入札に参加させないことができる」とは

イ、2年間一般競争入札に参加させるか、あるいは、参加させないかのいずれかができると解してよいか。

ロ、2年間は制約期間であつて、その2年の間に行なう箇々の入札について、参加させないことができると解すべきか。

(2) 「その事実があつた後」とは、当該事実が発生し

たとき以後と解すべきか。また、当該事実を知り得たとき以後と解すべきか。

- 2 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づき、参加排除処分を行なった場合、当該業者に対し処分結果を文書により通知することは適当かどうか。

また、同項に規定されていない暴力、贈賄等不正行為のあった者について、県独自で指名停止基準を設け、指名停止措置を行なった者が、一般競争入札においてした入札は、有効とすべきか、無効とすべきか。

答1 (1) 「2年間一般競争入札に参加させないことができる」とは、一般競争入札に参加させない場合の最高期限を定めたものであり、一定期間を定めて入札の参加を制限すべきものと解する。

(2) 前段お見込みのとおり。

- 2 前段 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づき入札の参加を制限した場合においては、その者に対してその旨通知すべきである。
後段 暴力、贈賄等の行為により、地方自治法施行令第167条の4第2項に該当することとなる場合において、入札の参加制限を受けた者のなした入札は無効と解する。

○事務局で保管中の請願書を審査するための臨時会招集請求の可否

(自治行第99号 昭和43年11月7日)
徳島県議会事務局長宛 行政課長回答

問 議会事務局に受付保管中の請願を審査するため、地方自治法第101条により臨時会招集の請求ができるか。

答 できない。

○財産区議会議員の被選挙権の制限の可否

(自治行第100号 昭和43年11月7日)
秋田県総務部長宛 行政課長回答

問1 A財産区は、昭和30年4月1日に甲町と乙村が合併した際に、旧乙村の区域をその区域として設置された財産区である。今回この財産区に議会を設置することになったが、財産区議会設置条例において議員の被選挙権を次のように制限することができるか。

第〇条 〇〇町の議会の議員の選挙権を有する者でA財産区の区域内に昭和30年4月1日以前より引き続き住所を有する年齢満25年以上のものは、A財産区の議会の議員の被選挙権を有する。

- 2 B財産区は、旧町村制制定当初からの財産区であるが、昭和21年頃から区域外からの移住者が多くなってきたので、昭和35年に財産区議会設置条例を改正して、議員の被選挙権について、住所要件を制限し、「昭和21年1月1日以前より引き続き住所を有する者」と規定した。この規定は、従来からの慣行により財産区

の運営について発言権を持っている住民にだけ議員の被選挙権を与えることを目的としたものであったが、昭和21年1月1日以前より引き続き住所を有する者の中にも財産区の運営について発言権を持たない者がいることが明らかとなつたので、これらの者を除外するため、議員の被選挙権について、住所要件をさらに制限するとともに他の要件を加え、「大正15年1月1日以前より引き続き住所を有し、かつ、当時1ヘクタール以上の農地を所有する者」と規定することはできるか。

答1 お見込みのとおり。

- 2 設問の財産区の運営に関し発言権を有する者の実態が明らかでないが、一般的には設問のような改正することは消極に解する。

○土地収用法の規定によるあつ旋申請並びに和解に関する議決関係

(自治行第101号 昭和43年11月7日)
新潟県土木部長宛 行政課長回答

問1 都道府県知事が起業者として、公共事業のために必要な用地を取得することについて、土地収用者等の求めに応じて双方連名の上、土地収用法第15条の2の規定により都道府県知事のあつ旋を申請しようとする場合は、地方自治法第96条第1項第11号に該当するものとして都道府県議会の議決を要するか。

- 2 都道府県知事が起業者として、公共事業のために必要な用地を収用するため土地収用法第39条第1項の規定により収用委員会に収用裁決申請を行なったところ、その審理途上で、収用委員会から同法第50条の規定による和解をすすめられ、相手方は、これに応じ、起業者も和解しても差支えないと考えたとしても都道府県議会の議決を得るまでは、そのすすめに応じることは出来ないか。

答1 及び2 地方公共団体を当事者とするあつせん、和解に関しては議会の議決を必要とする。この場合、議会の議決を経る時期については具体的事情に応じて判断すべきである。

○再議の撤回の可否

(自治行第103号 昭和43年11月28日)
鹿児島県総務部長宛 行政課長回答

問 学校設置条例の一部改正に関する条例案を議会が修正可決した。町長はこの議決に異議があるとして、地方自治法第176条第1項の規定に基づき再議に付した。

ところが、議会がこれを審議中に町長は議会の強い要望により再議を撤回した。

この場合、最初の議決は効力を失うものと解してよいか。

答 再議の撤回をすることはできないものと解する。

4 月 の メ モ

29 ○日ソ漁業交渉調印、日本漁獲量サケ・マス10万5,000トン、豊漁年では最低、ニシンに禁漁、制限区を設定。

- 1 ○44年政府予算成立。
- 2 ○赤平市雄別炭鉱茂尻鉱でガス爆発、死者19人、重軽傷者26人。
- 4 ○44年度日中覚書貿易調印（北京）、貿易規模は初めて1億ドル割る。
○道、43年度家計概況を発表、勤労者世帯収入1ヵ月8万4,460円、前年比名目12.3%増、実質7.0%増、前年度の伸び8.3%を下回る。
- 8 ○通産省、保安総点検を指令、「一斉保安点検班」を編成、問題点のある個所について随時追跡検査実施。
○建設省、公営住宅、住宅地区改良、防災街区造成など住宅局関係の事業計画を決める、公営住宅本道分は7,500戸。
○道、42年国民所得白書を発表、道内純生産1兆5,900億円、前年比18.3%、実質14.0%の伸び率。
○国鉄道支社、43年度の収支状況をまとめる、赤字一段と増加、最終赤字額は350億円に迫る。
- 9 ○道、43年度経済白書を発表、ほぼ順調に推移、鉱工業生産下期に停滞。
- 10 ○道、43年度毎月勤労統計調査結果を発表、本道の賃金は前年比12.8%の伸び、全国の伸びを下回る。
- 11 ○大蔵省、43年度輸出入通関実績を発表、これまでの最高を記録、4億2,000万ドル出超。
○総理府統計局、43年度労働力調査を発表、第1次産業就業者19.8%に落ちる。
- 12 ○日ソ、カニ交渉妥結、日本の権益大幅後退、漁獲量20~30%減、オリエントルのアブラガニ、沿海州のズワイガニ全面禁止、西カムのタラバガニ長期取り決めを認める。
- 14 ○文部省、中学校新学習指導要領を告示、特別活動を重視。
- 17 ○札幌高裁、釧路市工場誘致条例訴訟の控訴審で釧路市勝訴の判決。
○日本住宅公団、本年度の事業計画を発表、総事業費2,667億3,300万円、7万8,000戸を建設。
- 18 ○皇太妃、紀宮清子内親王をご出産。
- 19 ○自治省、3月20日現在の選挙人名簿登録有権者数を発表、全国5,821万3,428人、本道327万7,506人。
- 22 ○経済企画庁、新全国総合開発最終試案をまとめる、第3期道総合開発計画と調整をはかる。
- 23 ○山村振興対策審議会、全国170市町村から出されている振興計画を承認、本道は上士幌など12町村。
○道水産部43年の道内海面漁業漁獲高を発表、漁獲量は172万1,888トンで史上最高を記録、金額では前年下回る。

5 月 の メ モ

- 2 ○大蔵省、日銀、43年度の国際収支を発表、総合収支16億3,000万ドルで史上最高の黒字。
 - 自治省、42年度行政投資実績調査結果を発表、いぜん大都市偏重、本道は平均以下（伸び率11.5%）。
 - 道教委、42年度教育費の実態を発表、寄付は15億円越す、父兄負担軽減はまだ不十分。
- 6 ○知事・町村長行政懇談会開かる、知事、過疎対策に力を注ぐことを表明。
- 7 ○全国農協中央会、44年度生産者米価要求額をきめる、150kg当たり24,133円。
- 8 ○長沼町で保安林指定解除にかかる「やり直し聴聞会」開く、学生と機動隊激突、双方で負傷者60人余。
- 9 ○日ソ経済委員会、天然ガス懇談会を開き、北サハリン、室蘭ルートの方針を決め、近く対ソ交渉。
- 13 ○農林省、自主流通米実施要綱をまとめる、販売、配給計画の範囲で価格は規定せず。
- 16 ○北方領土問題対策協会法案可決成立。
 - 住友歌志内鉱でガス突出、12人死亡、5人行くえ不明。
- 19 ○米国3人乗り宇宙船アポロ10号打ち上げ地球周回軌道に乗る。
- 20 ○道開発庁、(日本電気協会委託)「本道の長期電力需要想定調査」まとまる、60年には、40年比で7倍、産業は著しく増大。
 - 政府持ち回り閣議で、公営によるテレビ演説等、公職選挙法の改正を決める。
- 21 ○外務省、「日ソ貿易の現状」をまとめる、輸出入合計6億4,300万ドル、前年比5%の微増。
 - 農林省、4統計調査事務所、43年の道内海面漁業生産量を発表、史上最高(168万トン)。
- 22 ○政府、自民党首脳会議で帯広畜大に大規模な草地研究所の新設を決める。
- 23 ○国会、72日間の会期延長を議決。
 - 閣議、「43年度の公害状況年次報告」と「公害防止施策」を決定、大気汚染地域に札幌などを指定。
 - 鉄道建設公団、44年度の新線建設事業計画を決める、青函トンネル補助調査坑等。
- 26 ○防衛施設庁、基地周辺整備法にもとづく本年度第1次補助計画をまとめる、本道は3億9,000万円。
- 27 ○青函トンネル技術調査委員会、「本坑掘削は可能である」との結論を正式に確認。
- 28 ○北炭夕張で崩落事故、死亡4人。
- 29 ○知事と市長の行政懇談会開かる(道庁)、産炭地振興、港湾整備など各市から活発な要望。
 - 道開発庁、本年度開発調査実施計画を決める、農、

工、都市、交通を新規の柱とする。

- 30 ○道総合開発委員会農林水産業部会、3期計画農林水産部門の計画作成の基本となる「計画中間報告」を決定、農業生産1.8倍に、未利用漁場の開発推進。
- 31 ○運輸省、「新航空政策の基本構想」を決める、45年度から、6ヵ年計画、千歳など重点整備。
 - 道総合開発委員会、流通・観光部会、第3期計画、流通、観光分野「計画中間報告」を決定、産地に加工基地、卸し部門は組織化。